

令和8年度

工事番号 第72031号

工事名 大島文化ホール空調設備改修工事

当初設計書

工事場所 西海市大島町 地内

工事期間 330日間

事業主体 西 海 市

現 場 説 明 書

第 1 (適用)

本現場説明書は令和 8 年度「大島文化ホール空調設備改修工事」の特記仕様書第 1 章第 6 項による「施工条件」を明示するものである。

第 2 (施工条件明示)

本工事の施工に当たっては、施工条件を下記に明示するので、受注者は施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に重大な変更が生じた場合は、協議の上で契約変更の対象とする。
※住民自治会との調整全般について積極的に協力すること。

1. 工事全般

- (1) 隣接する他工事との協力等、受注者間での連絡調整を密に行い、円滑な工事の進捗を図ること。
- (2) 周辺住民への事前周知を徹底し、自治会等との連絡調整を密に行い、円滑な工事の進捗を図ること。
- (3) 車道の掘削、クレーン設置等、周辺住民の生活、施設利用者に影響がある作業を行う場合は、事前に施設使用者、自治会等への周知を徹底すること。
- (4) 本工事は、施設利用者（入居者）が工事対象建物内に居る状態で工事を行うため、建物内（外壁・屋上含む）の工事については改修工事の種別を「執務並行改修」とする。
- (5) 工事関係者については、施工区域外にみだりに立ち入ることを禁ずる。また、工事関係者は工事関係者であることが施設利用者等に明確になるように、ヘルメット、腕章、名札等の着用を徹底すること。
- (6) 受動喫煙防止法に鑑み、工事関係者の喫煙による施設利用者等への影響がないように配慮すること。
- (7) 解体・改造・補修する工事の際は、大気汚染防止法に基づく石綿含有建材の事前調査を行うこと。

2. 工程関係

- (1) この工事は令和 9 年 4 月 1 日から営業停止（利用者不在）期間を設定予定としており、原則、その期間に施工を行うこと。なお、営業停止期間は発注者と協議のうえ決定する。
- (2) 作業時間は、原則として午前 8 時から午後 5 時までとするが、作業の都合上時間を延長する場合は、事前に施設管理者等の許可を得ること。また、必要に応じて施設利用者と事前に時間を調節すること。
- (3) 材料の承認や変更協議には時間を要するため、時間に余裕をもって提出、協議を行うこと。
- (4) 工事を施工しない日・時間帯について、特段の定めはない。

3. 工事支障物件関係

- (1) 本工事の敷地内に工事の支障となるものがある場合においても、勝手に移動又は処分などを行わないこと。監督職員と協議の上で対処すること。
- (2) 受注者は、工事支障物件関係の施工条件明示内容にかかわらず、工事着手前に電力、通信、ガス、水道設備等の埋設物、及び架空線等上空施設の有無について、各施設管理者（道路管理者等含む）に確認すること。また、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には当該物件の位置、深さ等を調査して監督職員に報告し、その対応について協議するものとする。
- (3) 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物を発見した場合は監督職員に報告し、その処置については占有者全体の現地確認を求めるなど、管理者を明確にするものとする。
- (4) 判明している支障物件
☒なし

□あり（支障物件： ）
（管 理 者： ）
（移転時期： 令和 年 月 旬予定 ）

- （５）工事着手前に、工事現場及び資材搬出入経路について、破損、汚損物が無いかを確認し、記録を残しておくこと。

４．公害関係

- （１）工事施工に伴う騒音・振動・地下水の変動等により、近隣家屋等に影響を及ぼす恐れがある場合は、事前調査を行うものとし、調査方法は監督職員と協議すること。
- （２）工事で発生した汚水、洗淨水（塗料類、モルタル類及びこれらの機器の洗淨水）等を側溝等に流さないこと。
- （３）受注者の責による破損、汚損は、原形復旧すること。（着工前の現況写真は、通行路も撮影しておくこと。）
- （４）工事敷地内外の道路などに土泥等を落とした場合は、随時清掃を行うこと。
- ※工事敷地内に通路がある場合も同様
- （５）周辺住民に迷惑をかけないように、振動、騒音には特に配慮すること。

５．安全関係

- （１）大型車両の搬出入時には、台数にかかわらず、必ず交通誘導員を配置すること。
- （２）現場付近の交通量に応じて、危険防止・安全通行のための標識等を道路に設け、交通誘導員を配置するなどの安全対策を講じること。
- （３）特に資機材等の搬出入時には通行に細心の注意を払うこと。
- （４）散水・粉塵・吹き付けなど、飛散する施工を行う場合は必ず周囲の確認を行い、場合によっては安全監視員の配置や、車等については養生するなど対策を講じること。

６．資機材等の搬出入関係

- （１）資機材等の搬出入経路、搬出入時間帯は、工事着手前に自治会等と打ち合わせるものとし、付近住民の通学時間帯及び通勤時間帯等を避けること。

７．交通誘導警備員のひっ迫対応措置（試行）

（１）交通誘導警備における緩和措置

受注者は、当該工事において交通誘導警備が必要な場合は、「長崎県建設工事共通仕様書（１－１－５８ 現道工事における交通処理対策 １９）」に基づき実施されるものであるが、当該工事において交通誘導警備員（以下「警備員」、警備業法第２条第４項に規定）が、必要人数確保できない場合（ひっ迫）に、緩和措置（「自家警備」の導入）の対象とすることができる。

なお、緩和措置の適用については、警備業協会加盟会社より出される警備員の必要人数を確保できない等のひっ迫状況の証明書及び以下の緩和措置の実施条件に基づいた交通誘導警備配置計画をもって、監督職員と協議を行い承諾された場合とする。

（２）交通誘導警備における緩和措置の実施条件

①「自家警備」の実施

受注者が「自家警備」を行う「自警員」については、全て受注者の社員であり、かつ過去３年以内に長崎県交通誘導警備員対策協議会が承認した団体が実施する安全講習会を受講しているものであること。

②対象路線

長崎県公安委員会が道路における危険防止が必要と認める路線（以下、認定路線）以外の

路線（以下、認定外路線）であること。

※認定路線：R34、R35、R57、R202、R204、R205、R206、R207、R251、R499

③警備体系及び交通量の影響

※次のいずれかに該当すること。

- ・車線規制、バイパス工事出入口等の「基本的に連携が伴わない警備（非連携警備）」であること。
- ・片側交互通行規制等の「連携が伴う警備（連携警備）」で、交通量が規制に与える影響度合い（交通量の影響：Q ※1）が1未満であること。

※1「交通量の影響」については、以下の算出式により確認を行う。

◆片側交互通行規制における交通量の影響算定式

$$Q = \frac{T(L + 60)}{30,000}$$

・ Q：交通量影響率
・ T：ピーク時間交通量（台／h）
・ L：規制区間延長（m）

Q ≥ 1：交通量の影響が大 → 自警員の配置の可能性はない

Q < 1：交通量の影響が小 → 自警員の配置の可能性はある

《留意点》

・算定式により自警員の配置の可能性があると判断された場合は、その結果を受け配置の決定を行うのではなく、必ず現地調査を行い受発注者協議の上、配置の決定を行う。

（参考）緩和措置による「自警員」による可能警備パターン

	連携警備		非連携警備
	交通量の影響：大	交通量の影響：小	
認定路線	警備員のみ （1名／パーティーは検定合格警備員）		警備員のみ （1名／パーティーは検定合格警備員）
認定外路線	警備員のみ		警備員のみ
		自警員のみ	自警員のみ

8. 週休2日工事（受注者希望型）

- （1）本工事は、週休2日工事の対象であり、月単位の週休2日を行うための費用を計上している。受注者は週休2日工事の施工計画書提出前（施工計画書を作成しない場合は工事着手前）までに監督職員と工事指示及び記録簿により協議を行うものとする。週休2日工事として実施する場合は、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日のいずれで実施するか明記するものとする。

- （2）週休2日を実施する場合は、以下の①～⑪によるものとする。

なお、受注者は、週休2日工事を実施する場合は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した実施工程表等を監督職員へ提出するものとする。受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため、実施工程表等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、月1回の工事月報に添付し監督職員に提出するものとする。

①「完全週休2日（土日）」とは、対象期間内の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

②「月単位の週休2日」とは、対象期間の全ての月において4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

- ③ 予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することができない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。
- ④ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- ⑤ 「現場休息」とは、分離発注工事において、各発注工事単位で、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。
- ⑥ 受注者は、当初設定された実工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。
- ⑦ 当初協議において完全週休2日（土日）の週休2日の実施を選択した場合で、現場閉所（現場休息）率の達成状況が完全週休2日（土日）を満たす場合は現場管理費補正分を増額変更する。
- ⑧ 当初協議において月単位の週休2日の実施を選択した場合で、現場閉所（現場休息）率の達成状況が完全週休2日（土日）の週休2日を満たしたとしても、補正係数の変更は行わない。
- ⑨ 現場閉所及び現場休息の達成状況が通期の週休2日に満たない場合及び当初協議において週休2日工事を実施しないこととした場合は、補正係数を除して減額変更する。
- ⑩ 各補正係数については下記のとおりとする。

完全週休2日（土日）	労務費	1.02	現場管理費	1.01
月単位の週休2日	労務費	1.02		
- ⑪ 受注者は、週休2日工事である旨を仮囲い等に明示するものとする。

9. 余裕期間設定工事（任意着手方式）

- （1）本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。
 なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「西海市余裕期間設定工事実施要領」に定める「工期通知書（様式－1）」により、工事の始期を通知すること。
 （余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日）
- （2）本工事の実工期及び余裕期間等については、以下のとおりとする。
 実工期：工事の始期から330日間
 （余裕期間は最大60日間とし、契約日から最大60日後の翌日を工事着手期限とする。）
 （第2 2. 工程関係に記載している営業停止期間を考慮した上で、余裕期間を設定すること。）
- （3）余裕期間内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、発注者との協議により、工事の始期を変更できるものとする。
 なお、工事の終期についても、工事の始期を前倒しする日数分を前倒しするものとし、実工期の日数は変更できない。
- （4）週休2日工事に限り、受注者が「必要工期」を算出し実工期が不足する場合は、施工計画書の提出前までに発注者と協議し、発注者が妥当と判断した場合は実工期の変更を行うことができる。
- （5）余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。
- （6）余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。
- （7）余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。
- （8）契約締結後において、前（3）（4）のように実工期の変更の必要が生じた場合は、受注者

は、発注者との協議の上、工期に係る契約を変更しなければならない。

- (9) 工事实績情報サービス（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。

10. 労災補償に必要な法定外の保険契約

- (1) 受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月14日法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

11. 墜落制止用器具の着用について

- (1) 墜落制止用器具の着用にあたって、労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号に規定する墜落制止用器具は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）に規定する墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

12. 労働環境改善の取り組み（ウィークリースタンスの実施）

- (1) 本工事は、受発注者間の相互において労働環境の改善に取り組むことを目的とし、ウィークリースタンスの実施に努めることとする。なお、実施にあたっては、施工計画書作成前に受発注者間で協議のうえ、以下の①～④の取組内容から1つ以上を決定し、施工計画書に記載すること。また、共通仕様書等により施工計画書の提出を求めている工事については、工事指示及び記録簿により別途、取組内容の報告を行うものとする。

① 依頼日・時間及び期限に関すること

休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない

② 会議・打合せに関すること

業務時間外に掛かる恐れのある打合せ開始時間の設定をしない

③ 業務時間外の連絡に関すること

業務時間外の連絡を行わない（メール含む）

受発注者間でノー残業デーを情報共有する

④ その他、取り組みが必要と思われる内容

上記の他、取り組みが必要と思われる内容がある場合は受発注者間で協議して取組内容を決定

第3（契約等関係）

1. 前払いの取扱い

- (1) 受注者は、工事の始期以降でなければ前払金を請求できない。

大島文化ホール空調設備改修工事

図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称
特－ 0 1	特記仕様書-1	E－ 0 1	電 気 設 備 工 事 特 記 仕 様 書
特－ 0 2	特記仕様書-2	E－ 0 2	改 修 1 階 電 灯、動 力 設 備 配 線 図
特－ 0 3	特記仕様書-3	E－ 0 3	改 修 2 階 動 力 設 備 配 線 図
特－ 0 4	特記仕様書-4	E－ 0 4	改 修 屋 上 動 力 設 備 配 線 図
特－ 0 5	特記仕様書-5	E－ 0 5	制 御 盤 結 線 図
特－ 0 6	機 械 設 備 工 事 特 記 仕 様 書		
M－ 0 1	配置図・案内図		
M－ 0 2	新設・撤去 空調機機器表		
M－ 0 3	新設・撤去 系統図他		
M－ 0 4	新設・撤去 1 階平面図		
M－ 0 5	新設・撤去 2 階平面図		
M－ 0 6	新設・撤去 屋上平面図		
M－ 0 7	新設・撤去 1 階機械室詳細図		
M－ 0 8	新設・撤去 2 階空調機械室詳細図		
M－ 0 9	新設・撤去 屋上詳細図		
M－ 1 0	新設・撤去 1 階機械室他詳細図		
M－ 1 1	自動制御設備 計装図		
M－ 1 2	自動制御設備 1 階平面図（撤去・改修）		
M－ 1 3	自動制御設備 2 階平面図（撤去・改修）		
M－ 1 4	自動制御設備 屋上平面図（撤去・改修）		

西海市営繕工事特記仕様書

I 工事概要

1. 工事名称

大島文化ホール空調設備改修工事

2. 工事場所

西海市大島町

3. 敷地面積

4. 工事内容

新営（☐新築☐増築☐改築☒改修☐（☐）

（1）新営工事

	1	2	3	4
建物名称				
用 途				
構 造				
階 数				
建築面積				
延べ面積				
階				
階				
階				
階				
階				
階				
計				
耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による）				
構造体	☐ Ⅰ類 ☐ Ⅱ類 ☐ Ⅲ類	☐ Ⅰ類 ☐ Ⅱ類 ☐ Ⅲ類	☐ Ⅰ類 ☐ Ⅱ類 ☐ Ⅲ類	☐ Ⅰ類 ☐ Ⅱ類 ☐ Ⅲ類
建築非構造部材	☐ A類 ☐ B類	☐ A類 ☐ B類	☐ A類 ☐ B類	☐ A類 ☐ B類

（2）改修工事

	1	2	3	4
建物名称	大島文化ホール			
用 途	劇場			
階 数	地上2階			
延べ面積	1,777.49㎡			
改修内容	☐ 防水 ☐ 外壁 ☐ 建具 ☐ 塗装 ☐ 耐震 ☐ 内装 ☒ その他	☐ 防水 ☐ 外壁 ☐ 建具 ☐ 塗装 ☐ 耐震 ☐ 内装 ☐ その他	☐ 防水 ☐ 外壁 ☐ 建具 ☐ 塗装 ☐ 耐震 ☐ 内装 ☐ その他	☐ 防水 ☐ 外壁 ☐ 建具 ☐ 塗装 ☐ 耐震 ☐ 内装 ☐ その他
	空調設備改修工事			

5. 週休2日工事

☐適用しない
☒適用する

☐（☐発注者指定方式

☒●受注者希望方式）

なお、適用する場合は「現場説明書」週休2日工事によること。

6. 工事の余裕期間

☐適用しない
☒適用する

☐（☒発注者指定方式

☐任意着手方式

☐フレックス方式）

なお、適用する場合は「現場説明書」余裕期間設定工事によること。

7. 遠隔臨場活用工事

☒適用しない
☐適用する

☐（☐発注者指定型

☐施工者希望型）

なお、適用する場合は「現場説明書」遠隔臨場活用工事の試行によること。

8. 情報共有システムの利用

☒適用しない
☐適用する

☐（☐発注者利用指定

☐受注者利用希望

）

なお、適用する場合は、「長崎県土木部における情報共有システム運用ガイドライン（営繕工事編）（令和6 年10 月）」によること。

9. 処分数量の変更について

産業廃棄物の数量について、設計と基礎等の形状が異なる場合や想定外の埋設物が発見された場合等は、数量が確認できる資料を添付した書面にて事前に監督員と協議すること。（数量が増加する場合、原則として、マニフェストの数量を根拠とした設計変更は行わない。）

10. 工事範囲（●印のついた工事種目が、本工事の工事範囲である。）

建築工事（工事種目）		建物番号					電気設備工事（工事種目）		建物番号				
		1	2	3	4	屋外			1	2	3	4	屋外
1	仮設工事						1	電灯設備		●			
2	土工事						2	動力設備		●			●
3	地業工事						3	電気自動車用充電設備					
4	鉄筋工事						4	電熱設備					
5	コンクリート工事						5	雷保護設備					
6	鉄骨工事						6	変圧電設備		●			
7	コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板工事						7	電力貯蔵設備					
8	防水工事						8	発電設備					
9	石工事						9	構内情報通信網設備					
10	タイル工事						10	構内交換設備					
11	木工事						11	情報表示設備					
12	屋根及びとい工事						12	防犯・音響設備					
13	金属工事						13	拡声設備					
14	左官工事						14	誘導支援設備					
15	建具工事						15	テレビ共同受信設備					
16	カーテンウォール工事						17	駐車場管制設備					
17	塗装工事						18	防犯・入退室管理設備					
18	内装工事						19	火災報知設備					
19	ユニット及びその他工事						20	中央監視制御設備					
20	排水工事						21	構内配電線路					
21	舗装工事						22	構内通信線路					
22	通気及び屋上緑化工事						23	その他					
23	その他												
24													
25													

機械設備工事（工事種目）		建物番号					昇降機設備工事（工事種目）		建物番号				
		1	2	3	4	屋外			1	2	3	4	屋外
1	空調調設備	●					1	一般エレベーター					
2	換気設備	●					2	一般油圧エレベーター					
3	排煙設備						3	普及型エレベーター					
4	自動制御設備	●					4	非常用エレベーター					
5	衛生器具設備						5	機械室レスエレベーター					
6	給水設備												
7	排水設備												
8	給湯設備												
9	消火設備												
10	ガス設備												
11	雨水利用設備												
12	撤去工事	●											
13	浄化槽設備												
14	厨房設備												
15	こみ処理設備												

電気設備概要（●印のついたものを適用する）

方式及び種別	設備概要
受電方式	○特別高圧 ●高圧 ○低圧（○単相3線式 ○単相2線式(100V) ○スポットネットワーク方式 ○予備送電サービスB ○予備送電サービスB
電力貯蔵設備	○直流電源装置（○受変電設備用 ○非常用照明用） ○交流無停電装置 ○電力平準化用蓄電池 ○分散電源エネルギーマネジメントシステム
発電設備	○非常用発電設備（ ）V（ ）kVA ○ディーゼル ○ガスタービン 燃料の種類（○重油 ○軽油 ○灯油 ○都市ガス） 燃料タンク ○主燃料タンク（ ）L ○燃料小出タンク（ ）L ○太陽光発電設備（ ）kW（○自家消費 ○売電）
構内交換	局線応答方式 ○局線中継台方式 ○分散中継台方式 ○ダイヤル方式 ○ダイヤルイン方式 ○ダイヤルアウト方式 交換装置 ○IP-PBX ○VoIPサーバ方式
情報表示設備	○可視化装置 ○出退表示設備 ○時刻表示設備
拡声設備	○非常放送（一般放送兼用） ○一般放送
誘導支援設備	○（ ）
テレビ共同受信設備	○UHF ○BS ○CS ○ケーブルテレビ
火災報知設備	○P型 R型 ○非常ベル ○ガス漏れ警報設備 ○自動閉鎖

（注意）改修の場合は、既存概要を示す

機械設備概要（●印のついたものを適用する）

方式及び種別	設備概要
空調方式	○（ ）
主要熱源機器	●（吸収冷凍水機）
自動制御方式	●電気式 ・ ○電子式 ・ ○デジタル式
給水方式	○タンク方式（○高置タンク方式 ・ ○ポンプ直結方式） ○直結方式（○水道直結方式 ・ ○水道直結増圧方式）
排水方式	建物内の汚水と雑排水 ○合流式（ ）系統 ○分流式 ポンプ排水 ○あり（○汚物 ・ ○雑排水 ・ ○湧水） ○なし 排水槽 ○あり（計画容量 m ³ ） ○なし 建物外放流先 （1）汚水（○直放流下水管 ・ ○浄化槽） （2）雑排水（○直放流下水管 ・ ○浄化槽）
消火設備の種類	○屋内消火栓設備 ・ ○スプリンクラー設備 ・ ○泡消火設備 ○連結散水設備 ・ ○連結送水管 ・ ○不活性ガス消火設備 ○（ ）
ガスの種類	○都市ガス 種別（ ） 高位発熱量（ ）MJ/Nm ³ 低位発熱量（ ）MJ/Nm ³ ○液化石油ガス 供給圧力（ ）Pa 供給事業者名（ ）

（注意）改修の場合は、既存概要を示す

II 工事仕様

1. 特記事項

（1）章、項目は、番号の前に●印のついたものを適用する。適用しない項目等は、斜線、又は無印とする。

（2）特記事項は、●印のついたものを適用する。
●印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
●印と※印がついた場合は、両方を適用する。
※印を適用しない場合は、○印に変えること。

（3）本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様等を記載する。

（4）各章の特記事項にある（ ）内記載番号は下記による。
（建○、○、○）内の表示番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目・図または表を示す。
（電○、○、○）内の表示番号は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）の当該項目・図または表を示す。
（機○、○、○）内の表示番号は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）の当該項目・図または表を示す。
（改建○、○、○）内の表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目・図または表を示す。
（改電○、○、○）内の表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）の当該項目・図または表を示す。
（改機○、○、○）内の表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）の当該項目・図または表を示す。
（共○、○、○）内の表示番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）に共通の当該項目・図または表を示す。
（県共○、○、○）内の表示番号は、長崎県建設工事共通仕様書の当該項目・図または表を示す。

（5）☒印は、長崎県の「環境物品調達方針」の特記調達品目を示す。

（6）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令に抵触する恐れのあることを認識した場合には、その対応について監督職員と協議すること。

（7）形状寸法の単位は、特記した場合を除き、ミリメートルとする。

2. 適用基準等

（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、次の基準による。
● 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）〔令和7年版〕国土交通大臣官房官庁営繕部監修
● 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）〔令和7年版〕 〃
● 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）〔令和7年版〕 〃
● 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）〔令和7年版〕 〃
● 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）〔令和7年版〕 〃
● 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）〔令和7年版〕 〃
● 公共建築設備工事標準仕様書（電気設備工事編）〔令和7年版〕 〃
● 公共建築設備工事標準仕様書（機械設備工事編）〔令和7年版〕 〃
● 建築工事標準仕様書（令和4年版）〔令和4年版〕 〃
● 構内舗装・排水設計基準及び資料〔平成27年版〕 〃
● 長崎県建設工事共通仕様書（令和8年4月）第1編（共通編）第1章（総則）第1節（総則）
ただし、以下については、適用しない。
1-1-1 適用
1-1-2 用語の定義
1-1-5 計画工程表
1-1-6 施工計画書
1-1-23 建設副産物
1-1-24 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等
1-1-25 出来形数量の算出
1-1-33 工事中の安全管理
1-1-37 環境対策
1-1-43 工事測量
1-1-47 保険の付保及び事故の補償
1-1-49 海上起重作業船舶の船団長
1-1-50 潜水作業従事者
1-1-58 現道工事における交通処理対策
1-1-59 用地境界杭の設置
1-1-60 情報共有システムの利用
1-1-61 地盤情報の取扱いについて
2項 文中
「長崎県土木工事検査基準」、「長崎県土木工事検査指導幹職務要綱」
3項、4項 文中
「及び工事数量総括表」
1項 文中
「段階確認」
6項 文中
「工事数量総括表」
14項、36項 全文
条文表題及び文中
「計画工程表」は公共建築工事標準仕様書に準じて「実施工程表」と読み替えて適用する。
1項 文中（1）～（16）については、以下のとおり読み替えて準用する。
（1） 工事概要
（2） 実施工程表
（3） 現場組織表
（4） 施工体系図
（5） 主要工種
（6） 品質計画（品質目標、品質管理方針、重要管理項目、工程施工計画書作成要領、検査立会項目等）
（7） 養生計画
（8） 緊急時の体制及び対応
（9） 安全対策
（10） 環境対策
（11） 仮設計画
（12） 現場の就業時間
（13） 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
（14） 産業廃棄物処理フロー図
（15） 総合評価に関する事項（誓約事項、技術提案又は施工計画）
※総合評価落札方式実施時のみ
（16） 法定休日・所定休日（週休二日の導入）
（17） その他
14項、15項 全文
5項、6項 全文
1項、2項 全文
1項 全文
13項 文中 「土木工事」を「営繕工事」に読み替えて適用する。
17項 なお書き以降
18項 文中
「受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割り当て、以下の各号から実施する内容を選択し定期的に安全に関する研修訓練等を実施しなければならない。」を
「受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により以下の各号から実施する内容を選択し定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。」と読み替えて適用する。
30項、36項 全文
37項 文中
「また作業線等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。」
38項、39項 全文
4項 全文
6項 文中
「受注者は、トンネル坑内作業において（省略）、監督職員と協議するものとする。」
1項、2項、3項 全文
全文
海上起重作業船舶の船団長
全文
潜水作業従事者
全文
現道工事における交通処理対策
全文
用地境界杭の設置
全文
情報共有システムの利用
全文
地盤情報の取扱いについて
全文

西海市営繕工事特記仕様書（1）

2026/04/01版

設計年：令和 8年1月

西海市

設計者氏名

浦 和八

工事名称

大島文化ホール空調設備改修工事

図面名称

建築・設備工事共通特記仕様書（1）

図面番号
特-01

●

1

各章共通事項

項目

特記事項

登録する
※工事請負代金が50万円以上の場合
○監督職員が指示する場合

「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「通知」、「報告」等の事項について書面により取り交わし整理するとされている内容については「工事打合せ簿（監督職員が指示する様式）」を使用する

施工範囲
図面に特記なき場合は、別表－1（工事区分表）による

施工图等
設備機器設置、取合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承認を受ける

●工事報告
受注者は、当月の工事の全般的経過を記載した「工事報告書」（監督職員が指示する様式）を作成し、翌月の指定する日までに以下の書類を添付の上、監督職員に提出する。
（１）工事進捗状況報告書
（２）工事記録写真

●履行状況報告
中間前金払いを選択した場合は、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に以下の書類を添付の上、発注者に提出する。
（１）実施工程表
（２）出来高数量表
（３）完成部分の状況写真

●工事写真の提出
工事写真の撮影・提出、整理等は、「長崎県営繕工事撮影要領」（平成31年度版）による。
工事写真は原則、電子納品とし、併せて別途撮影対象表に定める概要版アルバムを1部提出すること。
ただし、電子媒体での対応が出来ない場合は、監督職員の承認を受けて従来の工事写真帳でも可とする。

適用する

※下記以外は、「現場説明書」による。
○工事車両の駐車場：※構内 ○（ ）
○資材置場：※構内 ○（ ）
○建設発生土（埋戻し、盛り土用）の仮置場：※構内 ○（ ）

●本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」といふ。施行令による分別解体等実施義務の対象工事であるため、同法に基づき分別解体及び特定建設資材の再資源化等の施設について適切な措置を講ずる。
ただし、工事契約後明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

○本工事は、建設リサイクル法等の対象工事外であるが、分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な措置を行う

発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用にも努める
なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再資源化並びに再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する

工程ごとの作業内容

	工程	作業内容
工程ごとの作業内容	○ 1. 造成等	造成等の工事 ○あり ○なし
	○ 2. 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ○あり ○なし
	○ 3. 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ○あり ○なし
	○ 4. 屋根	屋根の工事 ○あり ○なし
	○ 5. 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ○あり ○なし
	○ 6. その他（ ）	その他の工事 ○あり ○なし

特定建設資材
本工事により発生する特定建設資材の搬出は、「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧表に掲載の処理場から選定するものとする。

廃棄物の種類	施設名称	所在地	搬出距離
●コンクリート塊	鶴ヶ島タ	西海市西海町中浦北郷	(5.2) km
○アスファルト・コンクリート			() km
○建設発生木材			() km
○			() km

特定建設資材以外

廃棄物の種類	施設名称	所在地	搬出距離	処理方法
●廃プラスチック類	鶴ヶ島タ	西海市西海町中浦北郷	(5.2) km	○再資源化 ●最終処分
○防水アスファルト			() km	○再資源化 ○最終処分
●ガラスくず、陶磁器くず	鶴ヶ島タ	西海市西海町中浦北郷	(5.2) km	○再資源化 ●最終処分
○ガラスくず、陶磁器くず（ボード類）			() km	○再資源化 ○最終処分
●鉄くず	鶴ヶ島タ	西海市西海町中浦北郷	(5.2) km	○再資源化 ●最終処分
●スレート	鶴ヶ島タ	西海市西海町中浦北郷	(5.2) km	○再資源化 ○最終処分
○非難性物質を含む建材（廃プラスチック類）			() km	○再資源化 ○最終処分
○非難性物質を含む建材（ガラス、陶磁器くず類）			() km	○再資源化 ○最終処分
○廃石膏ボード			() km	○再資源化 ○最終処分
○飛散性アスベスト			() km	○再資源化 ○最終処分
○蛍光灯ランプ、HIDランプ			() km	○再資源化 ○最終処分

上記に示す受入施設は参考であり、実施にあたっては関係法令を遵守し、適切な処理を行うものとする。
なお、処分地の決定にあたっては、監督職員と協議する。

●

1

各章共通事項（続き）

項目

特記事項

○引渡しを要するもの

種類	引渡し場所	引渡し場所	備考
○金属類			
○電線・ケーブル類			
○蓄電池			
○照明器具			
○（ ）			

○現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るもの

種類	処理方法	備考
○（ ）	○再利用 ○再資源化	
○（ ）	○再利用 ○再資源化	
○（ ）	○再利用 ○再資源化	

○特別管理産業廃棄物

種類	処理方法	備考
○PCB使用機器		
○（ ）		
○（ ）		

○PCB使用機器の有無については、調査を行い結果を監督職員に報告する。
○PCB使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。

○引渡しを要するもの及び現場において再利用及び再資源化を図るもの以外は、構外へ搬出し適切に処理する。

受注者は、舗装切断時に発生する排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、その排水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。ただし、現場条件等により、これにより難しい場合は、産業廃棄物担当部門と協議のうえ適正に処理しなければならない。
受注者は、舗装切断時に排水が生じない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵は上記と同様、適正に運搬・処理を実施しなければならない。
なお、上記記載の発生する排水及び収集した粉塵の処理は、「発生材の処理等」による。
（24建企第490号 舗装の切断作業時に発生する排水の処理に関する運用（案）について（通知））

施工計画書で工法を定める場合の風圧力の計算
基準風速（V0）（ ） m/s
地表面粗度区分 ○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ
○上記風圧力の1.3倍の風圧力に対する安全性を確保する
○上記風圧力の1.15倍の風圧力に対する安全性を確保する

通用工種
○ALCパネル（外壁、屋根） ○押出成形セメント板（外壁）
○外壁石張（乾式） ○長尺金属板葺
○折板葺 ○アルミ笠木
○ガラスブロック ○シート防水（機械式）
○屋上緑化システム ○（ ）

本工事の建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（4）を満たすものとする
（1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する
（2）接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用しない
（3）接着剤は可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する
（4）（1）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次の通りとする
（1）規制対象外
①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建筑材料以外の材料
②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
（2）第三種品
①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建筑材料
②建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
（3）アスベスト（石綿）含有建材
本工事に使用する材料については、アスベスト（石綿）を含有しないものとする

同等以上の材料・機材等の使用
本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する
ただし、製造業者が記載されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける
材料・機材等の品質及び性能
本工事において別表－2（材料、機材等の品質及び性能）に示す材料を使用する場合の材料・機材等の製造業者等は次の（1）から（6）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける
（1）品質及び性能に関する試験データを整備していること
（2）生産施設及び品質の管理を適切に行っていること
（3）安定的な供給が可能であること
（4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること
（5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
（6）販売、保守等の営業体制を整えていること

標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、当該製品の指定工法とする

工事完了後に実施する
（1）測定は、パッピン型採取機器により行う。
（2）建物の用途により、以下の物質の室内濃度を測定すること。
○学校施設：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン
○学校施設以外：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン
（3）測定対象室、測定箇所数は次のとおり。

測定対象室	箇所数

●

1

各章共通事項（続き）

項目

特記事項

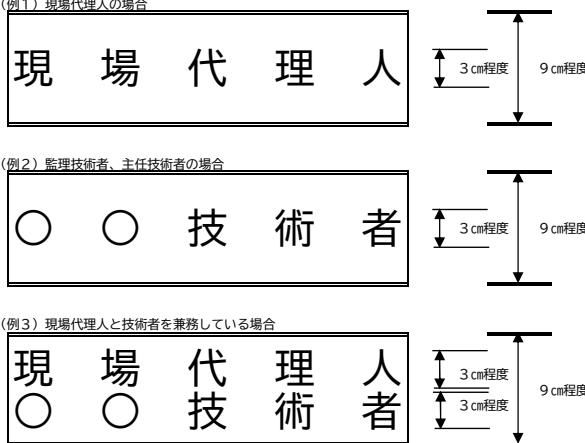
14 技能士

（建・機 1.5.2）
（建改・機改 1.7.2）

適用する
（●印は、適用作業。なお、指定のない作業についてもその活用を図るように努めること。）

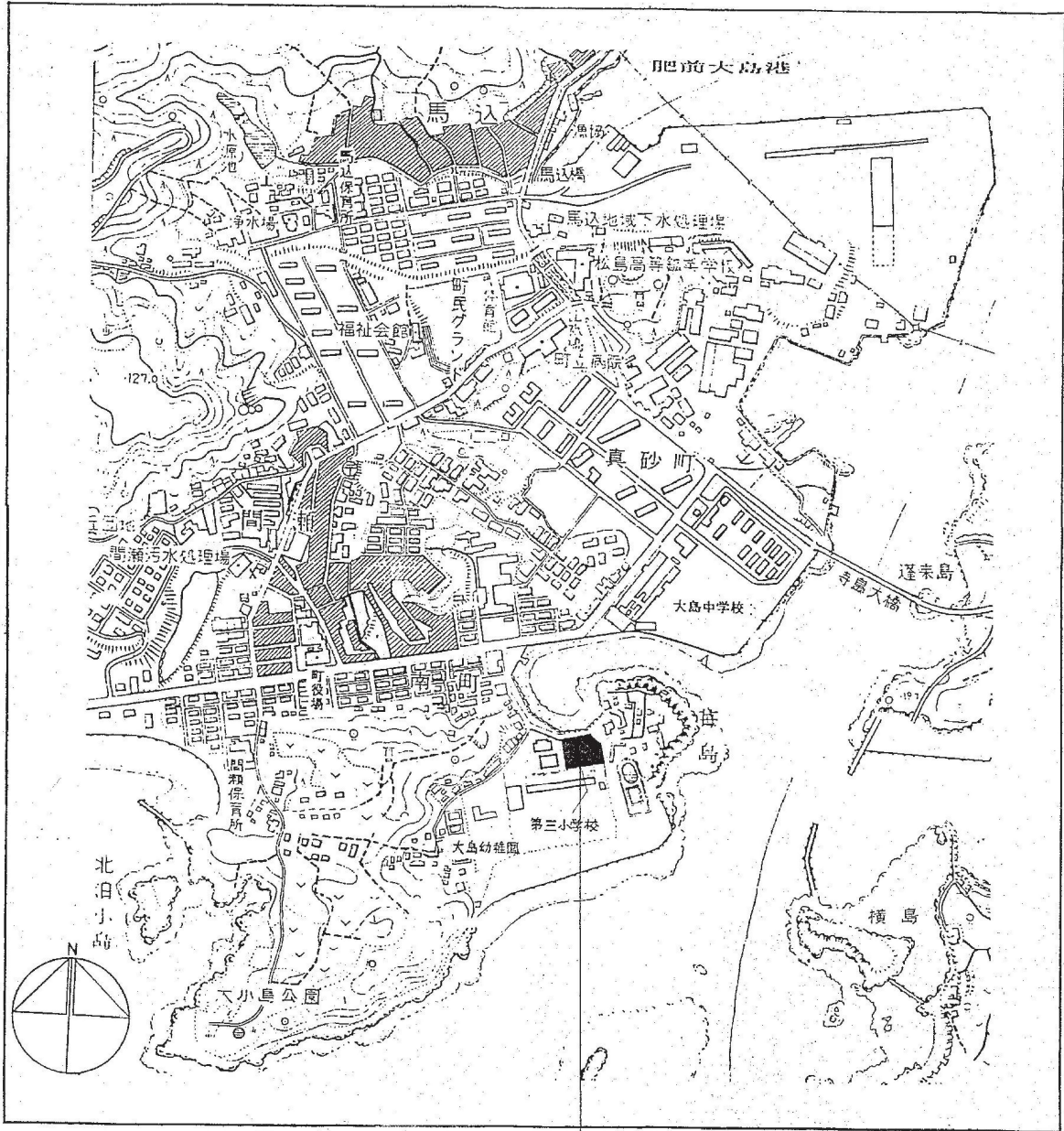
工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	○とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	○鉄筋組立作業
コンクリート工事	コンクリート圧送	○コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	型枠施工	○型枠工事作業
	鉄工	○構造物鉄工作業

別表－2（材料、機材等の品質及び性能） 特記Ⅰ-11 証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける					「長崎県建設工事共通仕様書」から抜粋（参考）		
品目		対象材料名	品目	対象材料名			
床型枠用鋼製デッキプレート	標準仕様書、6章8節に規定する床型枠鋼製デッキプレートを対象		現場発泡断熱材	標準仕様書、19章9節に規定する現場発泡断熱材でノンフロンを対象			
鉄骨柱下無収縮モルタル	標準仕様書、7章2節に規定する柱底均しモルタルを対象			標準仕様書、20章2節に規定するフリーアクセスフロアとし、使用用途は一般庁舎等の高さ600mm以下を対象とし、分類は下記による。 ①3000N ②5000N			
無収縮グラウト材（プレミックス系）（現場調合系）	改修標準仕様書、8章2節に規定する無収縮グラウト材とし、主として耐震補強工事及び逆打ち工事に使用される物を対象	フリーアクセスフロア		標準仕様書、20章2節に規定する可動式間仕切を対象とし、国土交通大臣認定の「耐火構造間仕切」及び空間の仕切り方のうち床置き形は対象外。また、対象の寸法は普通パネルとし、特注品及び大型パネルは対象外。			
押出成形セメント板	標準仕様書、8章5節に規定する押出成形セメント板を対象		可動間仕切	標準仕様書、20章2節に規定する移動式間仕切を対象とし、主として一般庁舎用を対象			
成形伸縮目地材	標準仕様書、8章5節に規定する伸縮目地材を対象						
乾式保護材（防水立上部）	標準仕様書、9章2節に規定する乾式保護材を対象		移動間仕切（スライディングドア）	標準仕様書、20章2節に規定する移動式間仕切を対象とし、主として一般庁舎用を対象			
セラミックタイル	標準仕様書、11章1節に規定するセラミックタイルを対象		トイレブース	標準仕様書、20章2節に規定するトイレブースを対象とし、主として一般庁舎用を対象			
既製調合モルタル（タイル用）	標準仕様書、11章2節に規定する既製調合モルタルとし、主として外装用を対象						
既製調合目地材	標準仕様書、11章2節に規定する既製調合目地材とし、主として外装用を対象		天井点検口	標準仕様書、14章4節に規定する軽量鉄骨下地等に取り付ける天井点検口とし、主として一般庁舎の屋内用を対象とするが、外部軒天用も含むものとする。			
ルーフドレン	標準仕様書、13章5節に規定するルーフドレンとし、コンクリート打ち込みタイプを対象						
吸水調整材（モルタル用）	標準仕様書、15章3節に規定する吸水調整材を対象とし、コンクリート、コンクリートブロック等の壁、床の表面に塗布する現場調合のセメントモルタル塗りに下地に適用することとする		床点検口	一般庁舎等の屋内及び外部玄関ポーチ部分の歩行用とし、コンクリート床スラブを対象とし、寸法は600角程度までとする。			
アルミニウム製建具（コンクリート系下地及び鉄骨下地）	標準仕様書、16章2節に規定するアルミニウム製建具とし、一般的なビル用建具を対象。 新たに形材を製作するものや金属製カーテンウォール及び防音サッシは対象外。 ただし、断熱サッシについては③（C種におけるH－3以上）を対象。 ①70 S－5、A－3、W－4（A種） ②70 S－5、A－3、W－4（B種） ③70・100 S－6、A－4、W－5（C種）		グレーチング	標準仕様書、21章2節に規定するものとし、一般庁舎の構内に使用するグレーチングとし、溝ふた（横断用、側溝用）、ますふた用、かさあげ用、U字側溝を対象とし、大スパン及び床板用は対象外			
樹脂製建具	標準仕様書、16章3節に規定する樹脂製建具を対を対象						
鋼製建具	標準仕様書、16章4節に規定する鋼製建具（標準型鋼製建具を含む）を対象 なお、片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅は950mm以下、有効高さは2400mm以下とする		屋上緑化システム	標準仕様書、23章5節屋上緑化及び改修標準仕様書9章4節に規定する屋上緑化改修工事を主とし、区分は下記による。 ①屋上緑化システム（板状成形品タイプ） ②屋上緑化軽量システム			
鋼製軽量建具	標準仕様書、16章5節に規定する鋼製軽量建具（標準型鋼製軽量建具を含む）を対象 なお、片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅は950mm以下、有効高さは2400mm以下とする		トップライト	一般庁舎の屋上に単体で設置するもので、ガラス等を採光部に用いた小規模の既製金属部材による製品（開口部は最大2,000mm角または長辺が3,000mm以下のもの）とし、30分以上の耐火性能を有するものを対象。 また、耐火性のない、透光性の合成樹脂系成形ドーム等を持つ製品であっても、下部に網入りガラスを用い、30分以上の耐火性能を有するものは対象。 ただし、大型のアトリウムや特別な形状を持つ特注品及び上部に人が乗ることを想定したものは対象外			
ステンレス製建具	標準仕様書、16章6節に規定するステンレス製建具を対象とし、簡易機密性は対象外			改修標準仕様書、4章2節に規定するポリマーセメントモルタルを対象とし、コンクリート打ち放し仕上げ外壁、モルタル塗り仕上げ外壁及びタイル張り仕上げ外壁に適用するものを対象			
錠前類	標準仕様書、16章8節に規定する建具用金物のうちのシリンダー箱錠・シリンダー本柵り錠とする		ポリマーセメントモルタル	標準仕様書、21章2節に規定するマンホールふた・弁柵ふたを対象			
クローザー類	標準仕様書、16章8節に規定する建具用金物のうちのドアクローザー、ヒンジクローザー、フロアヒンジとする		鋳鉄製ふた（マンホールふた、弁柵ふた）	標準仕様書、21章2節に規定するマンホールふた・弁柵ふたを対象			
自動ドア機構	標準仕様書、16章9節に規定するスライディングドア用及びスライディング用自動ドア開閉装置を対象とし、下記による。 ①駆動装置・制御装置（スライディングドア、スイングドアに適用） ②検出装置（スライディングドア、スイングドアに適用）						
自閉式上吊り引戸機構（手動開き式）	標準仕様書、16章10節に規定する自閉式上吊り引戸装置とし、主として身体障害者等が使用する一般用庁舎等の事務室出入口、屋内用、屋外用の身体障害者用便所の出入口を対象						
重量シャッター	標準仕様書、16章11節に規定する重量シャッターを対象とし、内法寸法は、幅8.0m以下、高さ4.0m以下とする。なお、防災シャッターは対象外とする。						
軽量シャッター	標準仕様書、16章12節に規定する軽量シャッターを対象						
オーバーヘッドドア	標準仕様書、16章13節に規定するオーバーヘッドドアを対象						
ガラス	標準仕様書、16章14節に規定するガラスを対象						
防水剤	標準仕様書、15章3節に規定する建具廻り等に使用するモルタルに混入する防水剤を対象						

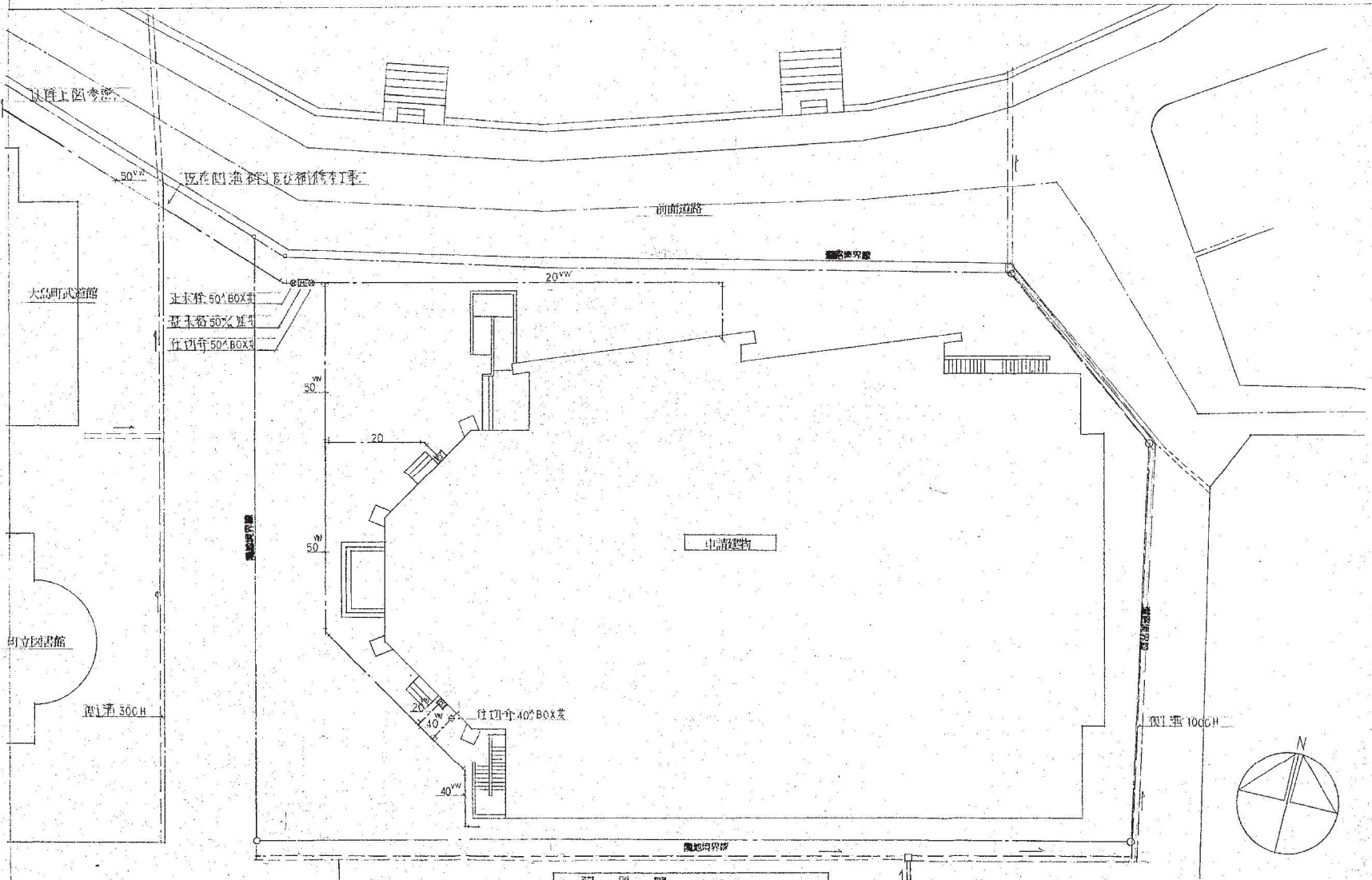
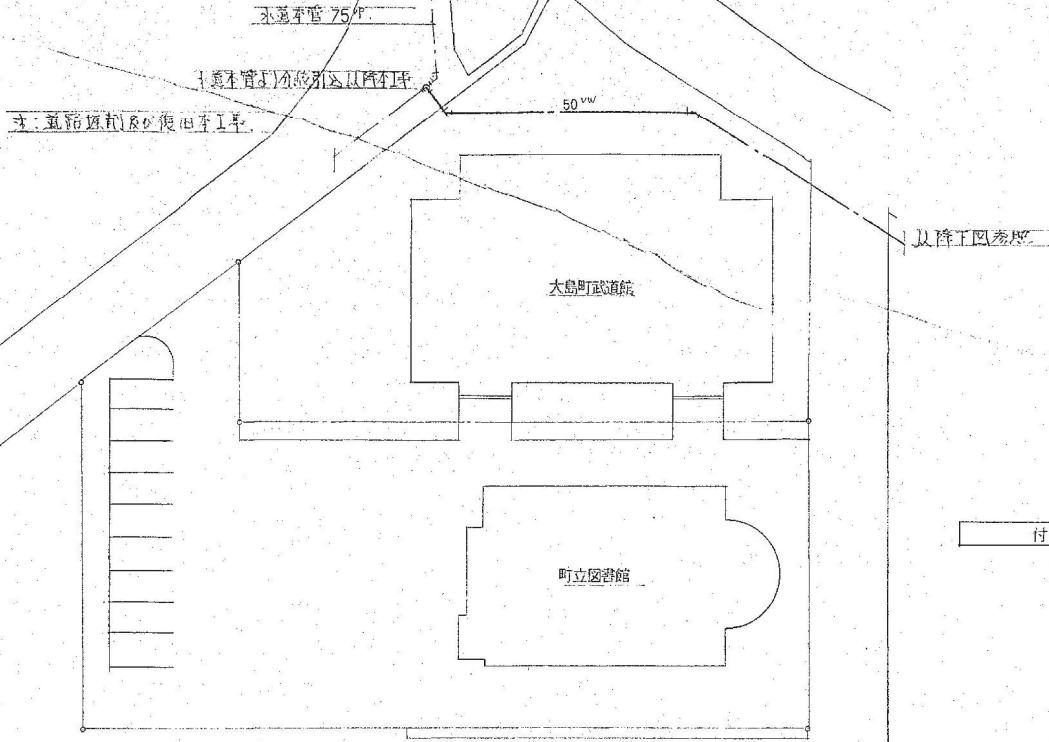
「長崎県建設工事共通仕様書」から抜粋（参考）																												
1－1－23 建設副産物 （続き） 14項、15項 不適用	7. 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形状の変化に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手續き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 8. 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画書に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と前項について確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 9. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。 10. 受注者は、建設資材の利用及び建設副産物発生・搬出の有無に関わらず工事請負金額が500 万円以上の場合には再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を建設副産物情報交換システム（C O B R I S）により所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。 また、工事請負金額が500 万円未満であっても、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26 年6月改正 法律第55号）の対応工事の場合は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。 11. 受注者は、前項により再生資源利用計画書及び再生資源使用促進計画書を作成した場合、または再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成しない場合であっても、最終請負金額が500 万円以上の工事については、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物情報交換システム（C O B R I S）により作成し、監督職員に提出しなければならない。これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。 12. 受注者（排出事業者）は、次のことに留意し、建設廃棄物の適正な処理に努めなければならない。 （1） 建設廃棄物を搬出する際は、事前に建設廃棄物処理委託契約を結ばなければならない。 なお、その際の契約は、排出事業者と収集運搬業者または排出事業者と処分業者との、必ず2 者間で結ばなければならない。ただし、収集運搬業者と処分業者が同一業者（許可業者に限る）の場合は、1 枚の契約書によることができる。 （2） 建設廃棄物を搬出する時は、その都度確実に委託者に対して産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）を発行しなければならない。 13. 受注者は、建設発生土については、第1 編 1－1－23 建設副産物2 項の規定により適切に処理しなければならない。 14. 受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入土量を確認できる資料（伝票等）を整備・保管し、監督職員から請求があった場合には、直ちに提出しなければならない。 15. 建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。 16. 受注者は、本くず（産業廃棄物以外）の処分地への搬入数量を確認できる資料を整備・保管し、監督職員から請求があった場合には、直ちに提出しなければならない。	1－1－33 工事中の安全管理 （続き） 27. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公衆による損害を与えないようにしなければならない。 なお、第三者に工事公衆による損害を及ぼした場合は、契約書第29 条によって処置するものとする。 28. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。 29. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう請負代金が500 万円以上の工事の場合には、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。 30. 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。 31. 受注者は、請負代金が500万円以上の工事の場合には、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手續をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。 32. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。 33. 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。 34. 受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去してはならない。 35. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。 36. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3 年7 月改正 政令第198号）第3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2 に基づく通行許可、または道路法第47条の10にに基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和6 年9 月改正 政令第272号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5 年6 月改正 法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1－1－51 現場技術者等の腕章着用  （例1）現場代理人の場合 （例2）監理技術者、主任技術者の場合 （例3）現場代理人と技術者を兼務している場合 ①会社名・会社マーク等の記載可も。 ②既に使用の腕章で類似品可も。 2. 請負代金が500 万円以上の工事の場合には、受注者が配置する監理技術者、主任技術者（下請の主任技術者を含む）、専任義務のある元請の専門技術者は、身分を証明できる資料（技術者証や免許証等）を携帯しなければならない。 受注者は、当該工事にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱（平成22 年4 月1 日一部改正）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 なお、違反したことが判明した場合は、指名除外等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。 1. 不当要求を受けた場合（下請業者が受けた場合も含む）は、毅然として拒否し、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。 2. 不当要求による被害または工事妨害を受けた場合（下請業者が受けた場合も含む）は、所轄の警察署に被害届を提出するとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。 3. 上記1、2 の排除対策を講じたにもかかわらず、上記2 の要因により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。 1. 受注者は、加熱アスファルト混合料、粒度調整砕石、クラッシュランを工事に用いる場合、設計図書に明示がない場合には、原則として再生資材を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員の承認を得なければならない。 なお、使用に際し、プラント再生舗装技術指針及び建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）を遵守するものとする。 2. 粒度調整砕石、クラッシュランの再生資材を使用する場合は、長崎県リサイクル製品等認定制度の認定を受けた製品を使用するものとする。 3. 第1 項以外の資材についても、設計図書に明示がない場合には、再生資材を使用するよう努めること。 なお、再生資材の使用にあたっては、長崎県リサイクル製品等認定制度で規定した品質等を満たした資材を使用するものとする 1. 受注者は、工事に使用する資材等については、地場産業の活性化を図るため、原則として県内生産品を使用しなければならない。 2. 受注者は、請負金額が500 万円以上になる場合、本工事に使用した資材を工事完成までに、書面（様式－2（県内業者、県内産建設資材の活用）；建設資材使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。 3. 受注者は、請負金額が500 万円以上になる工事において、県内生産品以外を使用する場合、その理由を付した書面（様式－3（県内業者、県内産建設資材の活用）；長崎県県内産資材の使用しない理由書）及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。ただし、WT O 対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。 4. 受注者は、工事に使用する資材等については、長崎県内に本店を有する者の中から調達するよう努めなければならない。 県内生産品とは ①長崎県内の工場にて製造・加工された資材・製品であること。 ②材料が県外製品であっても、県内の工場で製造・加工したものの（二次製品）であれば、県内生産品として取り扱う。 ③長崎県建設工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書（建築・工機、電気設備・工機、機械設備・工機）その他関連する示方書等の基準を満たす資材・製品であること。 1. 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手原則として「県内に主たる営業所」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定しなければならない。また、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ただし、WT O 対象工事については、「県内に主たる営業所」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定するよう努めるものとする。 1. 受注者は、請負金額が500 万円以上になる場合、本工事に使用した下請負人を工事完成までに、書面（様式－1（県内業者、県内産建設資材の活用）；下請企業使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。 2. 受注者は、請負金額が500 万円以上になる工事において、県内生産品以外を使用する場合、その理由を付した書面（様式－4（県内業者、県内産建設資材の活用）；長崎県県内産資材の使用しない理由書）及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。ただし、WT O 対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。 なお、当該工事の発注機関が福岡の地方機関の場合は、本項1 行目の「長崎県外の下請負人」を「発注機関管外の下請負人」と読み替えるものとする。 1. 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。 2. 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。 3. 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 4. さし枠の装着または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に入出入りすることのないようにすること。 5. 「土砂等」を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第1 2 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 6. 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは業務に関しダンプトラック等によって悪質な重大な事故を発生させたものを排除すること。 7. 運送契約による場合は、事業用車両（緑ナンバー）を使用すること。 8. 長崎県内ナンバー車両の優先使用に努めること。 9. 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。	1－1－36 事故報告 1－1－37 環境対策 2項、3項、5項、7項、8項 略 4項 不適用	表 1－2 一般的制限値	<table><tr><th>車両の諸元</th><th>一般的制限値</th></tr><tr><td>幅</td><td>2.5m</td></tr><tr><td>長さ</td><td>12.0m</td></tr><tr><td>高さ</td><td>3.8m</td></tr><tr><td>重量</td><td>総重量 20.0t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t） 軸重 10.0 t 隣接軸重の合計 限り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合18 t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合は19 t）、1.8m以上の場合は20 t</td></tr><tr><td>軸荷重</td><td>5.0t</td></tr><tr><td>最小回転半径</td><td>12.0m</td></tr></table> ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m	重量	総重量 20.0t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t） 軸重 10.0 t 隣接軸重の合計 限り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合18 t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合は19 t）、1.8m以上の場合は20 t	軸荷重	5.0t	最小回転半径	12.0m	表 1－3	<table><tr><th>機 種</th><th>備 考</th></tr><tr><td>一般工事用建設機械 ・バックホウ（ベースマシン含む） ・トラクタショベル（車輪式） ・フルードーザ ・電動発電機（可搬式） ・変圧昇降機（可搬式） ・油圧ユニット 以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ・油圧ハンマ ・パイプロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機 ・油圧式杭圧入・引抜機 ・アースロー ・オールケーシング掘削機 ・リバースサーキュレーションドリル ・アースドリル ・地下連結壁施工機 ・全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン</td><td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7、5 kW 以上2 6 0 kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td></tr></table>	機 種	備 考	一般工事用建設機械 ・バックホウ（ベースマシン含む） ・トラクタショベル（車輪式） ・フルードーザ ・電動発電機（可搬式） ・変圧昇降機（可搬式） ・油圧ユニット 以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ・油圧ハンマ ・パイプロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機 ・油圧式杭圧入・引抜機 ・アースロー ・オールケーシング掘削機 ・リバースサーキュレーションドリル ・アースドリル ・地下連結壁施工機 ・全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7、5 kW 以上2 6 0 kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	1－1－42 施工時期及び施工時間の変更 1－1－45 不可抗力による損害 2項、3項 略 1－1－47 保険の付保及び事故の補償 1項～3項 不適用	1. 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。 2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、現道上の工事または監督職員が把握していない作業を行う場合は、事前に理由を付して監督職員に報告しなければならない。 1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員を通じて発注者へ通知しなければならない。 4. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 5. 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。 6. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 7. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を余裕期間制度の適用有無に関わらず、工事請負契約締結後原則3 0 日以内（電子申請方式による場合においては、工事請負契約締結後原則4 0 日以内）に、発注者に提出しなければならない。なお、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。 また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従って、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場協議会、工事現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
車両の諸元	一般的制限値																											
幅	2.5m																											
長さ	12.0m																											
高さ	3.8m																											
重量	総重量 20.0t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t） 軸重 10.0 t 隣接軸重の合計 限り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合18 t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合は19 t）、1.8m以上の場合は20 t																											
軸荷重	5.0t																											
最小回転半径	12.0m																											
機 種	備 考																											
一般工事用建設機械 ・バックホウ（ベースマシン含む） ・トラクタショベル（車輪式） ・フルードーザ ・電動発電機（可搬式） ・変圧昇降機（可搬式） ・油圧ユニット 以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ・油圧ハンマ ・パイプロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機 ・油圧式杭圧入・引抜機 ・アースロー ・オールケーシング掘削機 ・リバースサーキュレーションドリル ・アースドリル ・地下連結壁施工機 ・全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7、5 kW 以上2 6 0 kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																											
西海市営繕工事特記仕様書（5）		設計年：令和 8 年1 月		西海市		設 計 者 氏 名		浦 和 八																				
2026/04/01版						建 築 士 事 務 所 名		株式会社 ナウ環境空間工房																				
								工事名称																				
								大島文化ホール空調設備改修工事																				
								図面名称																				
								建築・設備工事共通特記仕様書（5）																				
								図面番号 特-05																				

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																				
特記 (1) 章及び項目は、●印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項のうち選択する事項は、●印の付いたものを適用する。																																																												
● 空 気 調 和 設 備	●1 設計温度	<table><tr><td></td><td colspan="3">外気</td><td colspan="6">屋内（調整目標） 個別系統(目標値)</td></tr><tr><td>温度 (DB)</td><td>湿度 (RH)</td><td></td><td>温度 (DB)</td><td>湿度 (RH)</td><td>温度 (DB)</td><td>湿度 (RH)</td><td>温度 (DB)</td><td>湿度 (RH)</td><td></td></tr><tr><td>夏季 34 ℃</td><td>73.4 %</td><td></td><td>26 ℃</td><td>50 %</td><td></td><td>℃</td><td></td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>冬季 1.7 ℃</td><td>68.5 %</td><td></td><td>19 ℃</td><td>40 %</td><td></td><td>℃</td><td></td><td>℃</td><td>%</td></tr></table>		外気			屋内（調整目標） 個別系統(目標値)						温度 (DB)	湿度 (RH)		温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)		夏季 34 ℃	73.4 %		26 ℃	50 %		℃		℃	%	冬季 1.7 ℃	68.5 %		19 ℃	40 %		℃		℃	%	給 水 設 備	1 水栓	○ 台所流し用の水栓は泡沫式とする。 ○ 混合水栓は逆止弁付とする。 ○ 壁付き混合水栓は脚部止水付とする。 ○ 2ハンドルシャワーバス水栓は一時止水ありタイプとする。 ○ 流し台・調理台・実験流し台等に取り付ける水栓には止水栓を設ける。	●5 冷媒（フロン類以外）の回収 ●6 消火用ハロンの処理 ●7 燃料の処理 8 浄化槽等の処理 9 インフラ配管 ●10 配管・保温等	○ 本工事 ○ 別途 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2、4、3により、次の書類を監督職員に提出する。 ○ フロン回収行程管理票の写し ○ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し ● 冷媒臭化リチウムは、産業廃棄物「廃アルカリ」の処分業許可を有する処理施設にて処分する。 ○ アンモニア冷媒等の毒性物質に限らず、フロン以外の冷媒については回収、中和処理等を行う。 ○ ハロン1301は原則、設置業者（防災メーカー）による回収とする。 ○ ハロン1211・2402は破壊処理とする。 ● 空調・給湯設備用燃料タンク及び配管内の燃料撤去は ● 本工事 ○ 別途工事 ）とする。 ○ 重油系燃料タンクは撤去前にスラッジ処理及び中和処理を行う。 ○ 浄化槽、又は便槽の汚物汲取り・清掃・消毒は工事に含まない。 ○ 給水引込管は（ ○ 給水本管取出处 ○ 敷地境界 ○ 図示箇所 ）にてプラグ止めとする。 ○ 給水メーターボックスは敷地境界プラグ止め箇所に移設し、給水装置休止手続きを行う。 ○ 下水道引込管は（ ○ 下水道本管接続部 ○ 敷地境界 ○ 図示箇所 ）にてキャップ止めとする。 ○ ガス引込管は（ ○ ガス本管取出处 ○ 敷地境界 ○ 図示箇所 ）にてプラグ止めとする。 ○ 躯体撤去時の掘削範囲に敷設されている埋設配管類の撤去は、躯体と同時に撤去されるものとする。 ○ 弁料や汚水樹は配管撤去時に同時に撤去されるものとする。ただし、汚水樹SC-4、5については特記による。 ● 配管付属品（バルブ・フレキ等）は配管と同時に撤去されるものとする。 ● 保温は配管と同時に撤去されるものとする。 ○ 躯体打込配管や排水金物類は躯体と同時に撤去されるものとする。													
		外気			屋内（調整目標） 個別系統(目標値)																																																							
	温度 (DB)	湿度 (RH)		温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																																			
	夏季 34 ℃	73.4 %		26 ℃	50 %		℃		℃	%																																																		
	冬季 1.7 ℃	68.5 %		19 ℃	40 %		℃		℃	%																																																		
2 銅板製煙道	(1) ばいじん量測定口、伸縮継手及び掃除口の位置は図示による。 (2) 銅板厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm ）	1 水栓	○ 台所流し用の水栓は泡沫式とする。 ○ 混合水栓は逆止弁付とする。 ○ 壁付き混合水栓は脚部止水付とする。 ○ 2ハンドルシャワーバス水栓は一時止水ありタイプとする。 ○ 流し台・調理台・実験流し台等に取り付ける水栓には止水栓を設ける。	●1 足場・その他	○ 別契約の受注者、または関係受注者が設置したものは無償で使用できる。 ● 本工事で設置する。 ● 内部足場 ● 外部足場																																																							
●3 ダクト	● 低圧ダクト ○ コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分） ● アンギュルフランジ工法 ● ボックス接続部等において、納まり上施工が困難な場合はフレキシブルダクトを用いて良い。 ただし1,500mm以下とする。	2 水石けん・薬液等の補充	水石けん入れや減菌装置等は、水石けんや薬液等を補充の上、動作・温度調整等、異常なきことを確認する。	土 工 事	1 建設発生土の処理	○ 構外指示の場所（処分場へ搬出の場合） 本工事により発生する建設発生土（残土）の搬出は、「公表用核算基準（長崎県土木部）」の残土処分受入業者一覧表に掲載の処理場から選定するものとする。 受け入れ場所 名称（ ） 所在地（ ） 運搬距離（ ）km 処分費 ○ 有償 ・ ○ 無償 受け入れ場所での処理 ○ 敷均し ・ ※ たい積 ○ 構内指示の場所に敷き均し ○ 構内指示の場所にたい積																																																						
●4 チャンバー	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設ける。なお、大きさは図示による。 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けけるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。	3 量水器	○ 親メーター（貸与品）（○ 直読式 ○ バルス式 ） ○ 子メーター（買取り）（○ 直読式 ○ バルス式 ）		● そ の 他	●1 耐震施工	設備機器の固定は、施設の分類に応じて次による。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量（水槽類は満水時の液体重量を含む設備機器総重量）に、地域係数及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 <table><tr><th colspan="5">設計用標準水平震度</th></tr><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">○ 特定の施設</th><th>● 一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器 一般機器</th></tr><tr><td rowspan="2">上層階、 屋上及び塔屋</td><td>機器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5 1.0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0 1.5</td></tr><tr><td rowspan="2">中間階</td><td>水槽類</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5 1.0</td></tr><tr><td>機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0 0.6</td></tr><tr><td rowspan="2">地階及び1階</td><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5 1.0</td></tr><tr><td>水槽類</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0 0.6</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>機器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6 0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0 0.6</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>水槽類</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0 0.6</td></tr></table> ・上層階の定義は次による。 地階を除く2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。 ・水槽類にはオイルタンクを含む。 ・重要機器は次のものを示す。 ○ 給水機器（ ） ○ 排水機器（ ） ○ 換気機器（ ） ● 空調機器（ ） ○ 熱源機器（ ） ○ 防炎設備（ ） ○ 監視制御設備（ ） ○ 危険物貯蔵装置（ ） ○ 火を使用する設備（ ） ○ 避難経路上に設置する機器（ ）	設計用標準水平震度						機器種別	○ 特定の施設		● 一般の施設	重要機器	一般機器	重要機器 一般機器	上層階、 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5 1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0 1.5	中間階	水槽類	2.0	1.5	1.5 1.0	機器	1.5	1.0	1.0 0.6	地階及び1階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5 1.0	水槽類	1.5	1.0	1.0 0.6		機器	1.0	0.6	0.6 0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0 0.6		水槽類	1.5	1.0
設計用標準水平震度																																																												
	機器種別	○ 特定の施設		● 一般の施設																																																								
		重要機器	一般機器	重要機器 一般機器																																																								
上層階、 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5 1.0																																																								
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0 1.5																																																								
中間階	水槽類	2.0	1.5	1.5 1.0																																																								
	機器	1.5	1.0	1.0 0.6																																																								
地階及び1階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5 1.0																																																								
	水槽類	1.5	1.0	1.0 0.6																																																								
	機器	1.0	0.6	0.6 0.4																																																								
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0 0.6																																																								
	水槽類	1.5	1.0	1.0 0.6																																																								
	●5 ダンパー	(1) 防煙ダンパー 復帰方式：遠隔復帰式（定格入力DC24V以下とする。） (2) ピストンダンパー 復帰方式：遠隔復帰式	4 量水器樹	○ 水道事業者指定品 ○ 標準図MC形	● そ の 他	●2 施工調査	事前調査 ● 要 ○ 不要 調査項目 ● 既存資料調査 ○（ ） 調査範囲 ○ 図示 ○（ ） 調査方法 ○ 図示 ○（ ）																																																					
●6 空調ドレン配管	リフトアップ部はメーカー標準施工要領によるものとする。フレキユニットを用いる場合は、リフトアップ専用品とし施工方法について事前に承諾を受けること。	5 弁類	図面に特記なき場合の呼び圧力は水道直結部分をJIS又はJV 10Kとし、二次側部分はJIS又はJV 5Kとする。	● そ の 他			●3 総合試運転調整	● 本工事 ○ 別途 調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。） ○ 風量調整 ● 水量調整 ○ 室内外空気の温湿度の測定 ○ 室内気流及びじんあいの測定 ● 騒音の測定 ○ 飲料水の水質の測定 ○ 雑用水の水質の測定 ●（CO2濃度測定）																																																				
●7 弁類	(1) 防煙ダンパー 復帰方式：遠隔復帰式（定格入力DC24V以下とする。） (2) ピストンダンパー 復帰方式：遠隔復帰式	6 埋設仕切弁	地中埋設する仕切弁は埋設型10K弁棒非昇降式とする。		● そ の 他	●4 容量等の表示		(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。																																																				
●8 油管の接合	地中埋設の油管は溶接接合とする。	7 管の地中埋設深さ	埋設深さ（管の上端深さ）は原則、車両通行部分は600mm以上とし、その他の部分は300mm以上とする。	● そ の 他			5 地中埋設槽等	(1) 地中埋設槽 ● 要 (2) 埋設標示テープ ● 要（排水管を除く）																																																				
●9 保温及び消音内貼	● 図面に特記なき場合の呼び圧力は、JIS又はJV 5Kとする。 ○ ファンコイルユニットと冷温水管の接続部（注・選）にはボール弁を取り付ける。 ● 図面に特記なき場合の呼び圧力は、JIS又はJV 5Kとする。 ○ 図示による。	8 残留塩素	受水槽以降の飲料水配管の場合、端末において遊離残留塩素が0.1ppm以上検出されるまで消毒を行う。 また水道直結方式の場合、端末において遊離残留塩素が0.1ppm以上あることを確認する。		● そ の 他	6 絶縁継手		図示の位置に取り付ける。																																																				
● 換 気 設 備	●10 振れ止め	9 建物導入部配管	○ 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）による。 （○ (a) ○ (b) ○ (c) ○ (d) ○ (e) ） ○ 図示による。	● そ の 他			●7 既存躯体への穿孔	はつり、穴開け及び穿孔を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行う。ただし、走査式埋設物調査で埋設物の調査ができない場合は、監督職員との協議による。																																																				
	●11 屋外ユニット仕様	10 引込納付金等	○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）		● そ の 他	●9 工事用電力・水等		図面に特記なき場合は、建築・設備工事特記仕様書 別表－1（工事区分表）による。 ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。																																																				
	12 建物導入部配管	1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用するため、事前確認要）					● そ の 他	●10 屋内埋設配管の支持	工事に必要な工事用電気設備・給排水設備に要する費用及び電気・水道料金等は受注者負担とする。 本工事で新設及び改修する水槽等の水張りや水替えに必要な水道料金も受注者負担とする。 SUS304製吊バンドを使用し、寸切ボルトをスラブ内で折り曲げて定着させるか、又は打込金物等を用いて定着・支持する。																																																		
	13 薬液等の補充	2 満水試験継手	取り付け位置は図示による。							● そ の 他	●11 諸官公署手続	施工に必要な官公署その他への手続きは速やかに行う。また、手続き費用及び諸費用については受注者負担とする。																																																
	● 排 煙 設 備	1 ダクト	3 放流納付金等									○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）	● そ の 他	●12 ナットの緩み止め	運転中に振動を発生する機器（送風機、圧縮機及びポンプ等）の据付はダブルナットにて行うこと。																																													
2 チャンバー		1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用するため、事前確認要）	● そ の 他			●13 屋外及び多湿箇所の支持金物					屋外及び多湿箇所の支持金物は ○ ステンレス製（SUS304）とする。 ● ステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製とする。 多湿箇所 ○ トイレ ○ 厨房 ○ PS ○ ビット ○																																																
3 ダンパー		2 満水試験継手	取り付け位置は図示による。		● そ の 他	●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																						
4 シールする排気ダクトの系統		3 放流納付金等	○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）					● そ の 他	●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																			
5 保温		1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用するため、事前確認要）							● そ の 他	●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																	
6 24時間換気	2 満水試験継手	取り付け位置は図示による。	● そ の 他										●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																															
● 自 動 制 御 設 備	1 中央監視制御装置	3 放流納付金等		○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）			● そ の 他										●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																											
	●2 電気計装用配線	1 洗面器・台所流し等の排水管		洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）	● そ の 他	●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																						
	● 自 動 制 御 設 備	1 中央監視制御装置		3 放流納付金等				○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）	● そ の 他						●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																													
		●2 電気計装用配線		1 洗面器・台所流し等の排水管				洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）		● そ の 他	●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																	
		● 自 動 制 御 設 備	1 中央監視制御装置	3 放流納付金等				○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）					● そ の 他	●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																														
●2 電気計装用配線			1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）			● そ の 他	●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																				
● 自 動 制 御 設 備			1 中央監視制御装置	3 放流納付金等	○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）	● そ の 他						●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																
	●2 電気計装用配線		1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）	● そ の 他				●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																			
	● 自 動 制 御 設 備		1 中央監視制御装置	3 放流納付金等						○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）	● そ の 他					●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																												
		●2 電気計装用配線	1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）						● そ の 他			●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																															
		● 自 動 制 御 設 備	1 中央監視制御装置	3 放流納付金等			○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）	● そ の 他									●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																											
●2 電気計装用配線			1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）		● そ の 他	●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																					
● 自 動 制 御 設 備			1 中央監視制御装置	3 放流納付金等	○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）				● そ の 他						●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																													
	●2 電気計装用配線		1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）	● そ の 他						●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																	
	● 自 動 制 御 設 備		1 中央監視制御装置	3 放流納付金等						○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）			● そ の 他	●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																														
		●2 電気計装用配線	1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）				● そ の 他		●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																		
		● 自 動 制 御 設 備	1 中央監視制御装置	3 放流納付金等		○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）	● そ の 他					●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																
●2 電気計装用配線			1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）		● そ の 他			●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																			
● 自 動 制 御 設 備			1 中央監視制御装置	3 放流納付金等	○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）						● そ の 他					●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																												
	●2 電気計装用配線		1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）	● そ の 他								●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																															
	● 自 動 制 御 設 備		1 中央監視制御装置	3 放流納付金等				○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）		● そ の 他							●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																											
		●2 電気計装用配線	1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）			● そ の 他	●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																				
		● 自 動 制 御 設 備	1 中央監視制御装置	3 放流納付金等		○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）			● そ の 他						●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																													
●2 電気計装用配線			1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）		● そ の 他					●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																	
● 自 動 制 御 設 備			1 中央監視制御装置	3 放流納付金等	○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）								● そ の 他	●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																														
	●2 電気計装用配線		1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）	● そ の 他					●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																		
	● 自 動 制 御 設 備		1 中央監視制御装置	3 放流納付金等			○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）	● そ の 他				●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																
		●2 電気計装用配線	1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）			● そ の 他		●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																			
		● 自 動 制 御 設 備	1 中央監視制御装置	3 放流納付金等		○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）					● そ の 他					●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																												
●2 電気計装用配線			1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）		● そ の 他							●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																															
● 自 動 制 御 設 備			1 中央監視制御装置	3 放流納付金等	○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）					● そ の 他							●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																											
	●2 電気計装用配線		1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）	● そ の 他			●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																				
	● 自 動 制 御 設 備		1 中央監視制御装置	3 放流納付金等			○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）		● そ の 他						●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																													
		●2 電気計装用配線	1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）			● そ の 他				●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																	
		● 自 動 制 御 設 備	1 中央監視制御装置	3 放流納付金等		○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）							● そ の 他	●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																														
●2 電気計装用配線			1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）		● そ の 他				●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																		
● 自 動 制 御 設 備			1 中央監視制御装置	3 放流納付金等	○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）			● そ の 他				●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																
	●2 電気計装用配線		1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）	● そ の 他				●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																			
	● 自 動 制 御 設 備		1 中央監視制御装置	3 放流納付金等			○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）				● そ の 他					●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																												
		●2 電気計装用配線	1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）			● そ の 他						●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																															
		● 自 動 制 御 設 備	1 中央監視制御装置	3 放流納付金等		○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）				● そ の 他							●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																											
●2 電気計装用配線			1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）		● そ の 他		●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																				
● 自 動 制 御 設 備			1 中央監視制御装置	3 放流納付金等	○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）				● そ の 他						●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																													
	●2 電気計装用配線		1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）	● そ の 他						●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																	
	● 自 動 制 御 設 備		1 中央監視制御装置	3 放流納付金等			○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）						● そ の 他	●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																														
		●2 電気計装用配線	1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）			● そ の 他			●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																		
		● 自 動 制 御 設 備	1 中央監視制御装置	3 放流納付金等		○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）		● そ の 他				●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																
●2 電気計装用配線			1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）		● そ の 他			●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																																			
● 自 動 制 御 設 備			1 中央監視制御装置	3 放流納付金等	○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）						● そ の 他					●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																												
	●2 電気計装用配線		1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等のトラップ接続は直管接続とし、ジャバラホースは使用しないこと。（建築工事の流し台についても適用のため、事前確認要）	● そ の 他								●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																															
	● 自 動 制 御 設 備		1 中央監視制御装置	3 放流納付金等			○ 不要 ○ 要（○ 本工事 ○ 別途工事 ） 金額（ 円）			● そ の 他							●13 屋外及び多湿箇所の支持金物																																											
		●2 電気計装用配線	1 洗面器・台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズ																																																								

案内図



申請地
西海市大島町1922-2



備考	
訂正	



株式会社ナウ環境空間工房
一級建築士事務所登録 第(22)-10227号
一級建築士 第365121号 浦 和八

設備設計一級建築士登録 第5217号
建築設備士登録 第1261-0037NA
長崎県佐世保市長畑町 397-4

工事名	大島文化ホール空調設備改修工事
図面名称	配置図・案内図

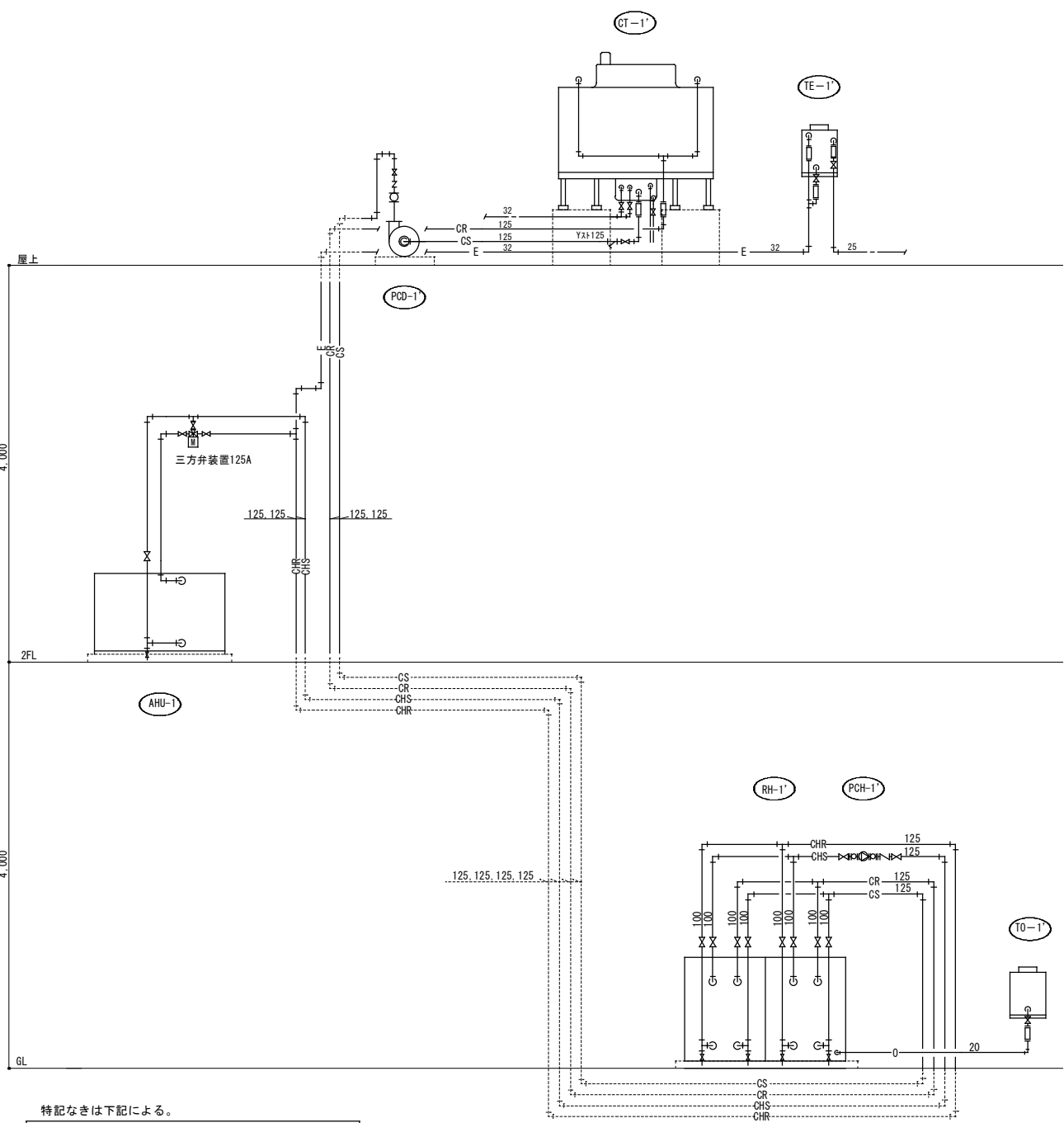
R8.1	M-01
設計	縮尺 A1 : 1/200 A3 : 1/400

新設 空調機器表

記 号	機 器 名 称	参考機器型式	仕 様	電 源			数量	設 置 場 所	備 考
				相 (φ)	電圧 (V)	出力 (KW)		室 名	
RH-1	吸収冷温水機		灯油直焚吸収冷温水機 二重効用 屋外仕様(耐重塩害仕様) COP1.2以上 他付属品一式	3	200	2.1	1	1F屋外機械室	
			冷凍能力: 449KW 加熱能力: 359KW 冷水温度 入口 12.0℃ 出口 7.0℃						
			冷水水量 1.290L/min 温水温度 入口 50.0℃ 出口 55.0℃ 温水水量 1.290L/min 冷却水温度 入口 32.0℃ 出口 37.5℃ 制御盤組込型 消音器						
			冷却水水量 2.103L/min 燃料 灯油 消費量 冷房 32.8L/H 暖房 32.8L/H 遠隔操作盤(発停、冷暖切替、冷温水温度変更機能、異常表示・ブザー)						
CT-1	クーリングタワー		冷却能力 : 809KW 循環水量 : 2.103L/min 内部配管型 水平震度1.5 低騒音型 冷却水温度 入口(37.5℃) 出口(32.0℃) 外気湿球温度 (27.0℃) 他付属品一式	3	200	5.5	1	屋上	
			防振共 重耐塩害仕様 薬液注入装置						
ACU-1	空調機		冷房能力 441.9KW 暖房能力 349.0KW 送風量 42,800m3/H 外気風量 18,120m3/H 機外静圧 600pa 電動機(4P) 温度条件 冷房時 入口空気 DB(29.8) WB(23.2) 冷水入口温度 7.0℃ 冷水1.290L/min 冷温水34℃上下2段 暖房時 入口空気 DB(14.6) WB(10.2) 温水入口温度 55.0℃ 温水1.290L/min 加湿器 気化式加湿器 有効加湿量 80.5kg/h 1相200V	3	200	30.0	1	2F 空調機械室	分割搬入
	空気清浄装置(空調機付属)		折込形 中性性能 標準形 42,800m3/H 初期圧力損失 140pa以下 プレフィルター付き 他付属品一式				1	2F 空調機械室	
RF-1	遠心送風機		片吸込シロッコファン 床置形 スプリング防振 N07 42,800m3/H x540pa 電動機(6P)	3	200	15.0	1	2F 空調機械室	
P C H-1	冷温水ポンプ		ラインポンプ 80φ x 1,290 L/min x 21m 電動機(2P) : 屋外全閉防まつ形 (耐重塩害仕様)	3	200	7.5	1	1F屋外機械室	
P C D-1	冷却水ポンプ		片吸込渦巻ポンプ 125φ x 2,103 L/min x 20m 電動機(4P) : 屋外全閉防まつ形 (耐重塩害仕様) 防振架台	3	200	15.0	1	屋上	
TE-1	膨張タンク		鋼板製呼称200L 架台1000H(溶融亜鉛メッキ) 600x600x900H				1	屋上	
T0-1	オイルサービスタンク		鋼板製450L(灯油用) 架台1500H(溶融亜鉛メッキ) 750x800x900H				1	屋外	

撤去 空調機器表

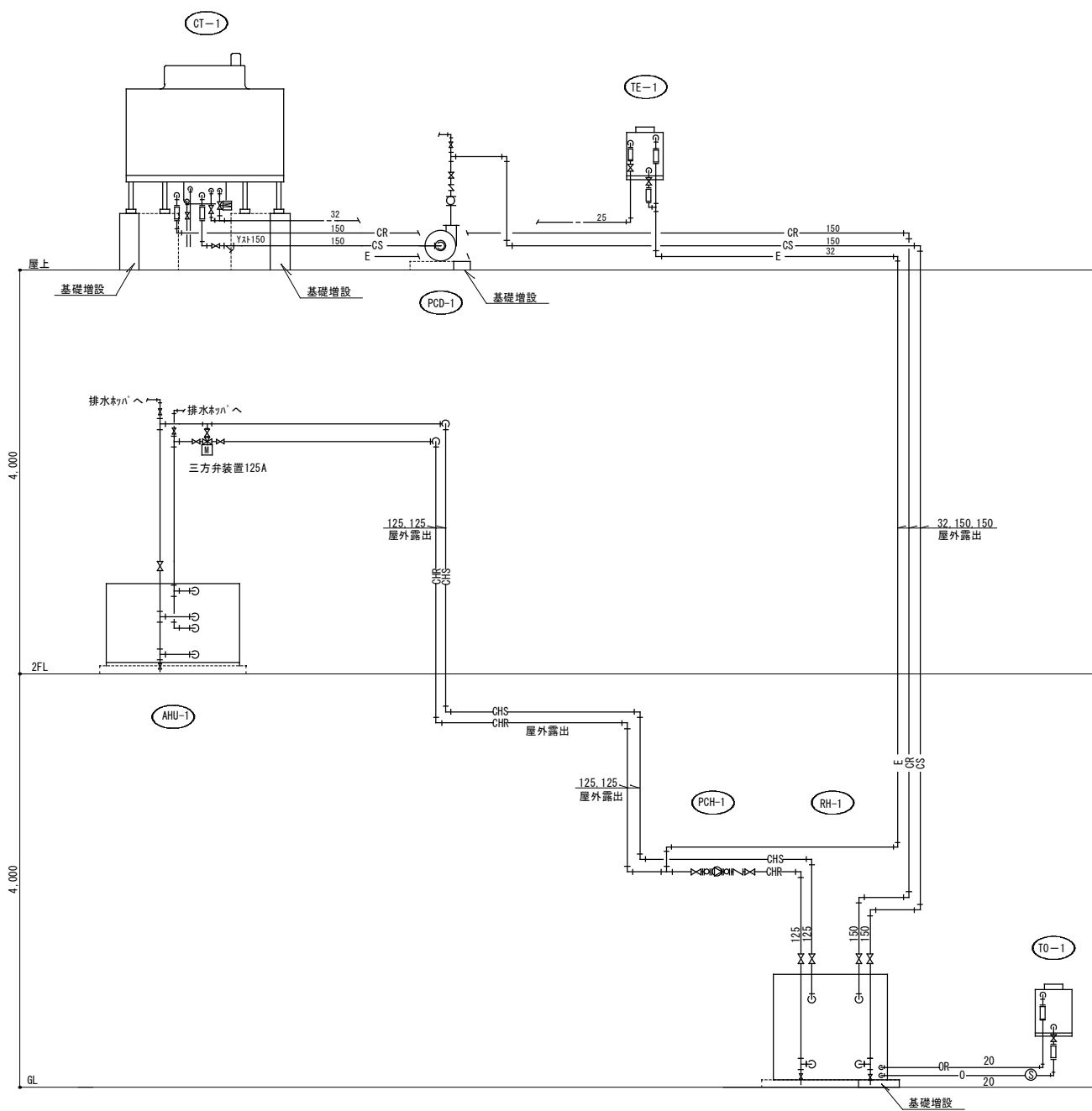
記 号	機 器 名 称	参考機器型式	仕 様	電 源			数量	設 置 場 所	備 考
				相 (φ)	電圧 (V)	出力 (KW)		室 名	
RH-1'	吸収冷温水機	HAU-KH50CXR(日立)	灯油直焚吸収冷温水機 他付属品一式	3	200	2.96	2	1F屋外機械室	
			冷房容量: 176KW (50.0USRT) [151,200kcal/H] 暖房容量: 211KW[181,400kcal/H] 冷水温度 入口 12.5℃ 出口 7.0℃						
			冷水水量 458.2L/min 温水温度 入口 48.4℃ 出口 55.0℃ 温水水量 458.2L/min 冷却水温度 入口 32.0℃ 出口 37.9℃						
			冷却水水量 761.8L/min 燃料 灯油 消費量 冷房 14.7L/H 暖房 23.6L/H サイレンサ						
CT-1'	クーリングタワー		冷却能力 : 638KW 循環水量 : 1523.7L/min 他付属品一式	3	200	3.7	1	屋上	
			クーリングタワースイッチ付						
			防振共 耐塩害仕様						
ACU-1'	空調機		機型 耐塩害仕様 冷房能力 : 288,000kcal/H 暖房能力 : 220,000kcal/H 風量: 43,000m3/H 外気量 : 16,000m3/H 機外静圧 : 540Pa 加湿器 加圧型水スプレー式 噴霧量: 200kg/H 単相200V 200W x 2台	3	200	22.0	1	2F 機械室	
	空気清浄装置(空調器付属)		折込標準形 風量: 43,000m3/H				1	2F 機械室	
RF-1'	遠心送風機		片吸込シロッコファン 床置形 スプリング防振 #N07 43,000m3/H x55mmaq	3	200	15.0	1	2F 機械室	
P C H-1'	冷温水ポンプ		ラインポンプ 80φ x 920 L/min x 20m x 5.5kw 電動機 : 全閉防まつ形 (耐重塩害仕様) 他付属品一式	3	200	5.5	1	1F屋外機械室	
P C D-1'	冷却水ポンプ		片吸込渦巻ポンプ 125 φ 100 φ 1530 L/min φ 15m 電動機 : 全閉防まつ形 (耐重塩害仕様) 他付属品一式	3	200	7.5	1	屋上	
TE-1'	膨張タンク		耐熱FRP製 呼称300L 有効250L タンク寸法: 700x700x700H				1	屋上	
T0-1'	オイルサービスタンク		鋼板製 450L 架台1500H タンク寸法: 750x800x900H				1	屋上	



特記なきは下記による。

- * 実線表示機器及び配管は撤去を示す。
- * 破線表示配管類は既設(残置)を示す。

撤去 空調配管系統図 NOSCALE



特記なきは下記による。

- * 実線表示機器及び配管は新設を示す。
- * 破線表示配管類は既設を示す。

新設 空調配管系統図 NOSCALE

新設・撤去 凡例

記 号	名 称	施 工 場 所	仕 様	J I S 規 格	備 考	
— — — —	市水給水	屋外露出	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB	J W W A K 1 1 6	管端防食継手
—CS—	冷却水管 (往)	屋外露出	配管用炭素鋼鋼管	SGP-白	J I S G 3 4 5 2	
—CR—	冷却水管 (環)	屋外露出	配管用炭素鋼鋼管	SGP-白	J I S G 3 4 5 2	
—CHS—	冷温水管 (往)	屋外露出	配管用炭素鋼鋼管	SGP-白	J I S G 3 4 5 2	
—CHR—	冷温水管 (環)	屋外露出	配管用炭素鋼鋼管	SGP-白	J I S G 3 4 5 2	
—E—	膨張管	屋外露出	配管用炭素鋼鋼管	SGP-白	J I S G 3 4 5 2	
—CS—	オイル管	屋外露出	配管用炭素鋼鋼管	SGP-黒	J I S G 3 4 5 2	

新設・撤去 保温仕様、塗装仕様、防食仕様

名 称	施 工 場 所	仕 様	備 考
給水	屋外露出	保温筒+粘着テープ+ポリエチレンフィルム+ステンレス鋼板	e2. (ウ). VII
冷却水管	屋外露出	保温不要・調合ペイント 下塗1回 中塗1回 上塗1回	
冷温水管	屋外露出	保温筒+鉄線+ポリエチレンフィルム+ステンレス鋼板	E2. (イ). III
	機械室露出	保温筒+鉄線+ポリエチレンフィルム+原紙+アルミガラスクロス	B. (イ). III
膨張管	屋外露出	保温筒+鉄線+ポリエチレンフィルム+ステンレス鋼板	E2. (イ). III
オイル管	屋外露出	保温不要・調合ペイント 下塗1回 中塗1回 上塗1回	
水槽ドレン	屋外露出	保温筒+粘着テープ+ポリエチレンフィルム+ステンレス鋼板(排水バルブまで)	e2. (ウ). VII

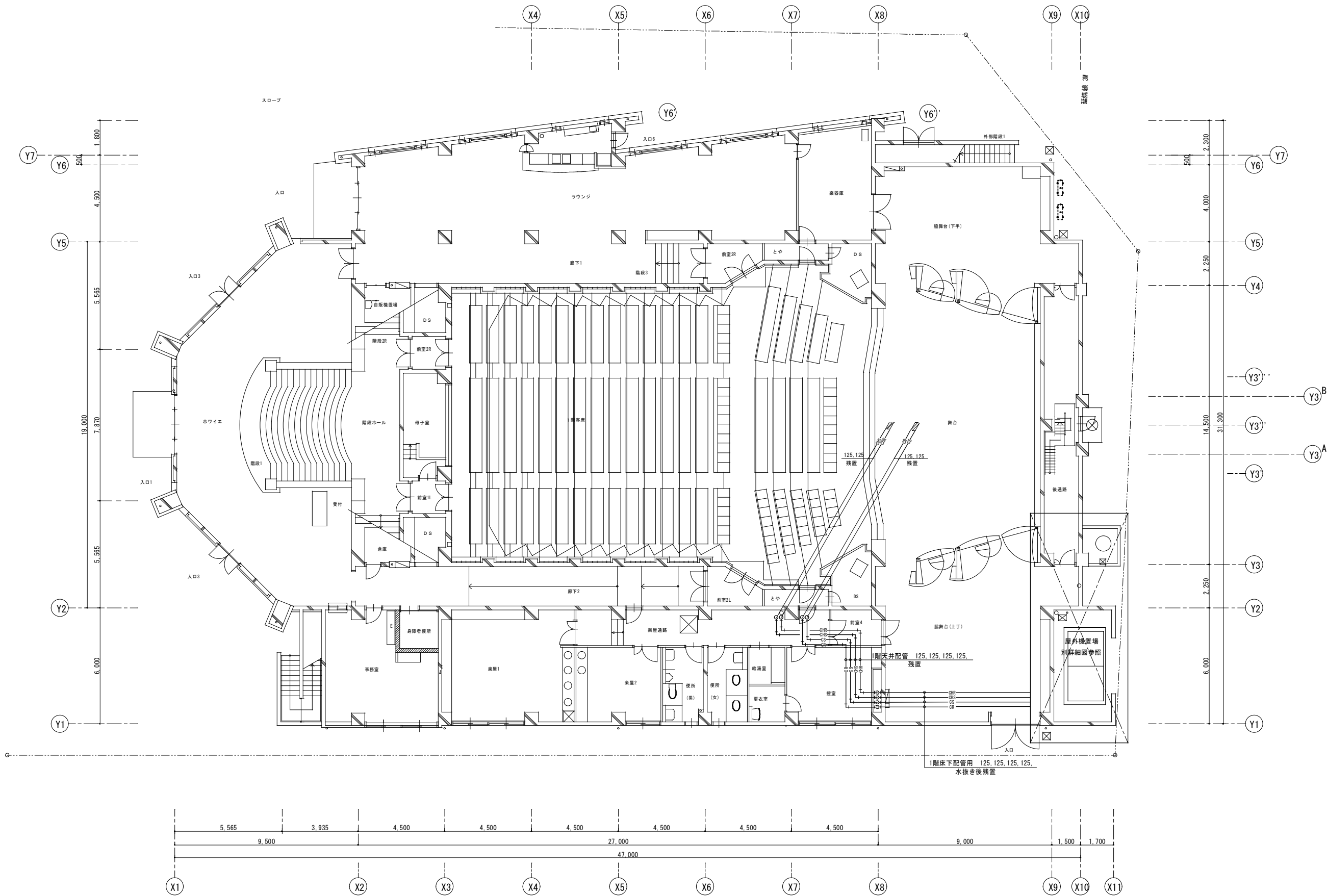
備 考	
訂 正	



株式会社ナウ環境空間工房
一級建築士事務所登録 第(22)-10227号
一級建築士 第365121号 浦 和 八

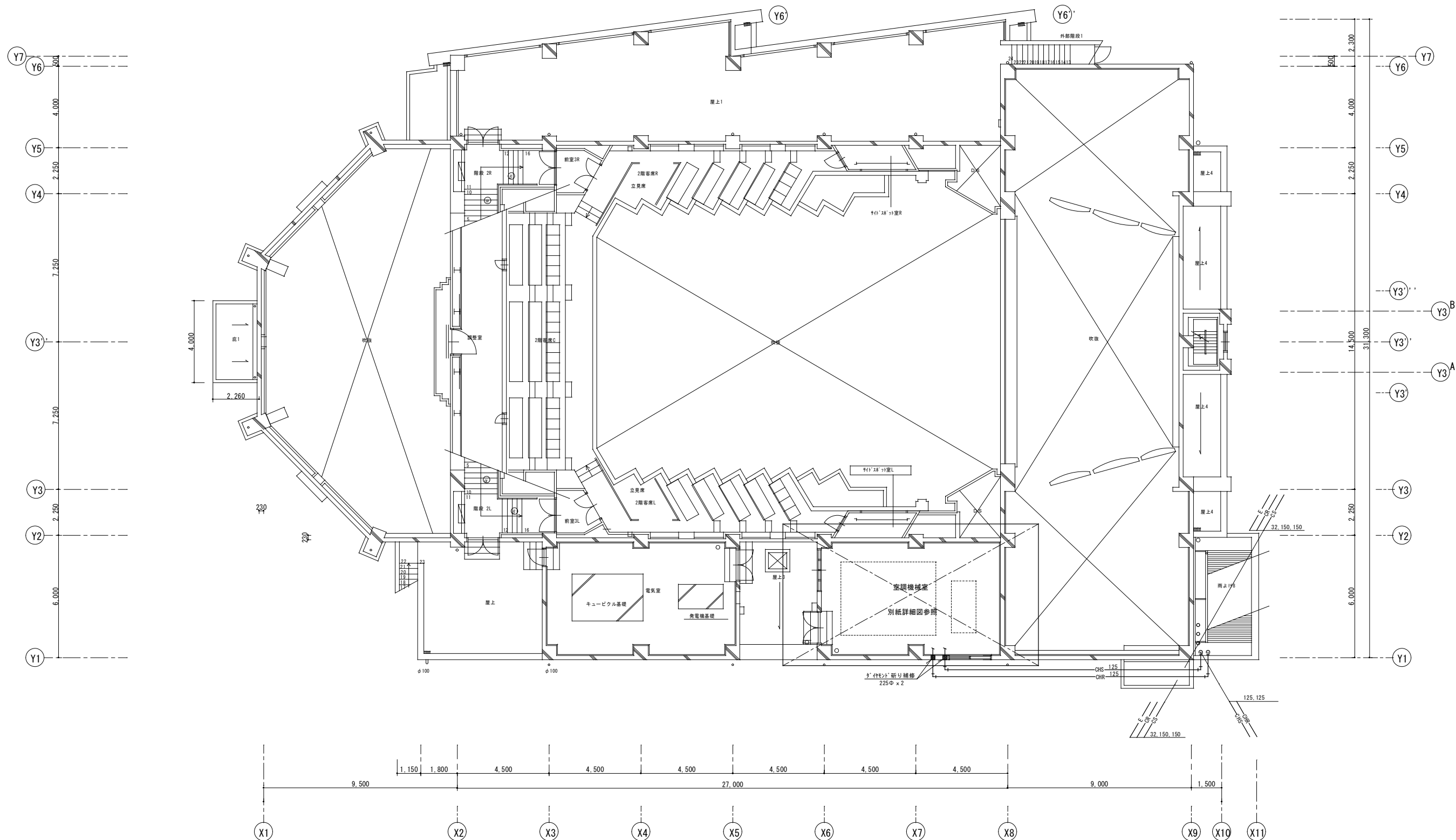
設備設計一級建築士登録 第5217号
建築設備士登録 第1261-0037NA
長崎県佐世保市長畑町 397-4

工 事 名	大島文化ホール空調設備改修工事	R8.1	M-03
図 面 名 称	新設・撤去 系統図他	設 計	製 図



1階平面図

備 考						株式会社 ナウ環境空間工房 一級建築士事務所登録 第(22)-10227号 一級建築士 第365121号 浦 和 八	設備設計一級建築士登録 第5217号 建築設備士登録 第1261-0037NA 長崎県佐世保市長畑町 397-4	工 事 名		大島文化ホール空調設備改修工事		R8.1		M-04	
	訂 正							図面名称		新設・撤去 1階平面図		設計	製 図	縮 尺	A1 : 1/100 A3 : 1/200

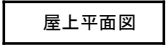


2階平面図

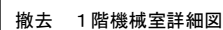
特記なきは下記による。

- * 実線表示機器及び配管は新設を示す。
- * 破線表示配管類は既設を示す。

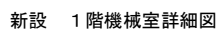
備考						株式会社 ナウ環境空間工房 一級建築士事務所登録 第(22)-10227号 一級建築士 第365121号 浦 和 八	設備設計一級建築士登録 第5217号 建築設備士登録 第1261-0037NA 長崎県佐世保市長畑町 397-4	工事名		R8.1		M-05	
	訂正							図面名称		設計		縮尺	
								大島文化ホール空調設備改修工事				A1: 1/100 A3: 1/200	
								新設・撤去 2階平面図					



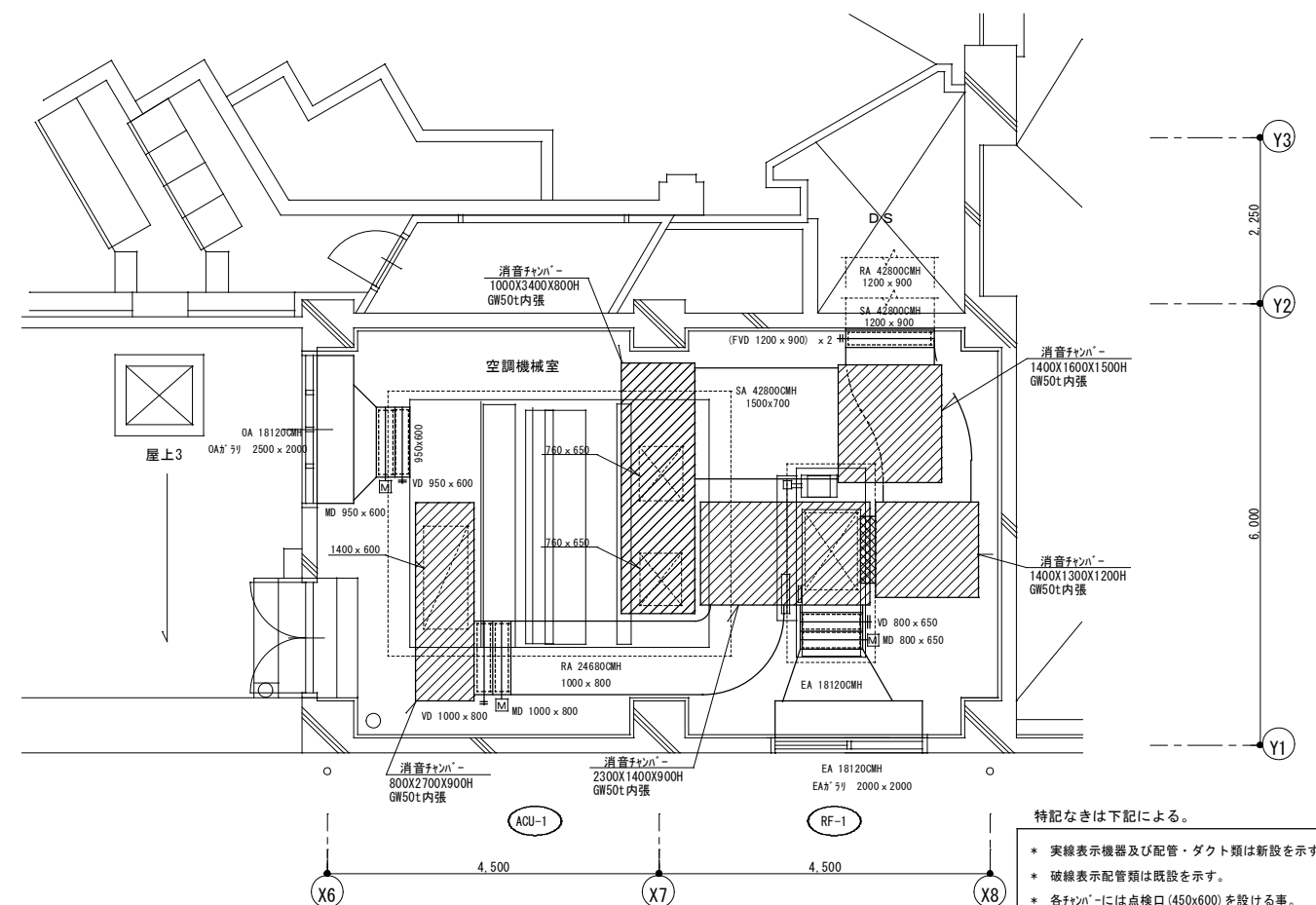
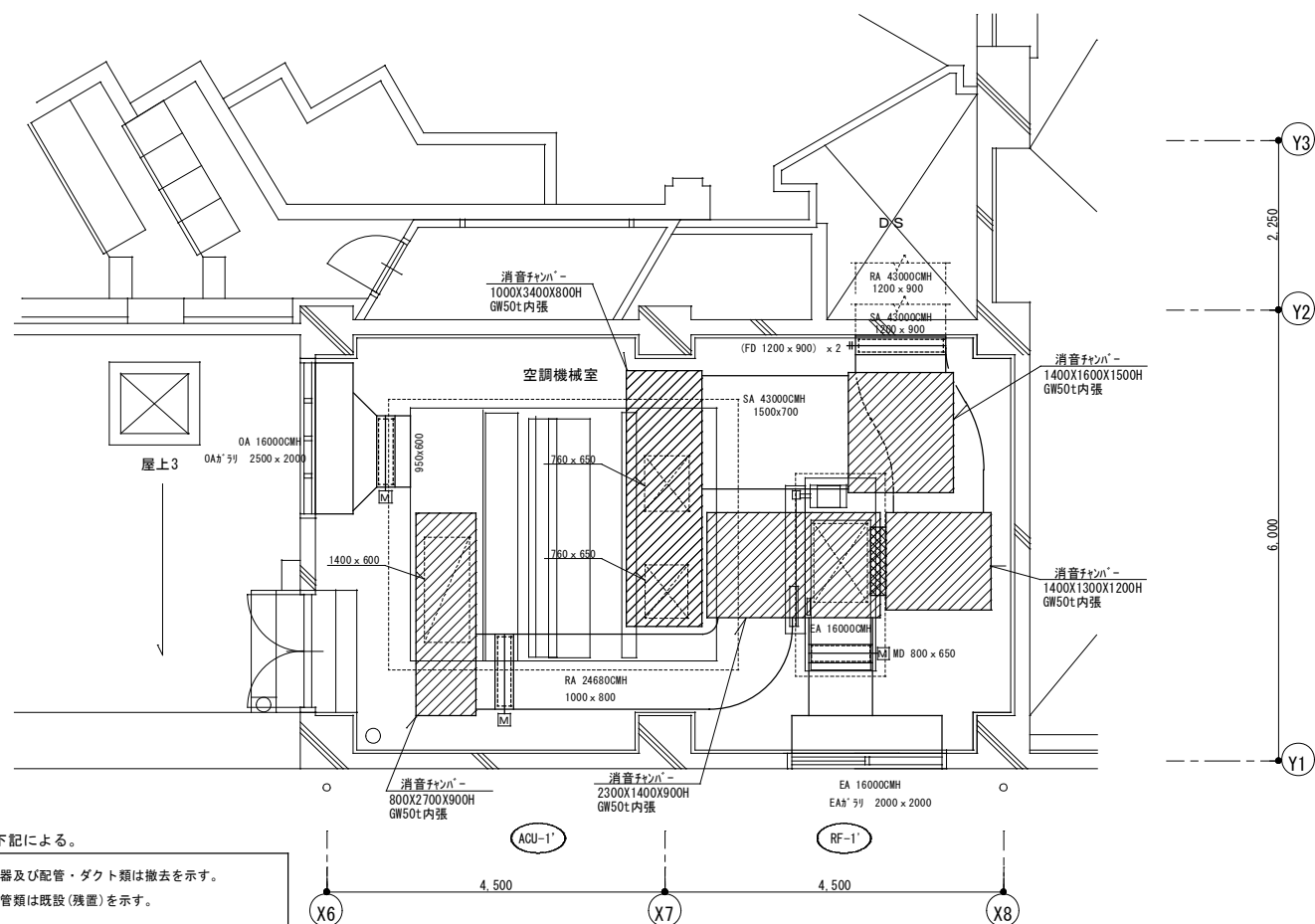
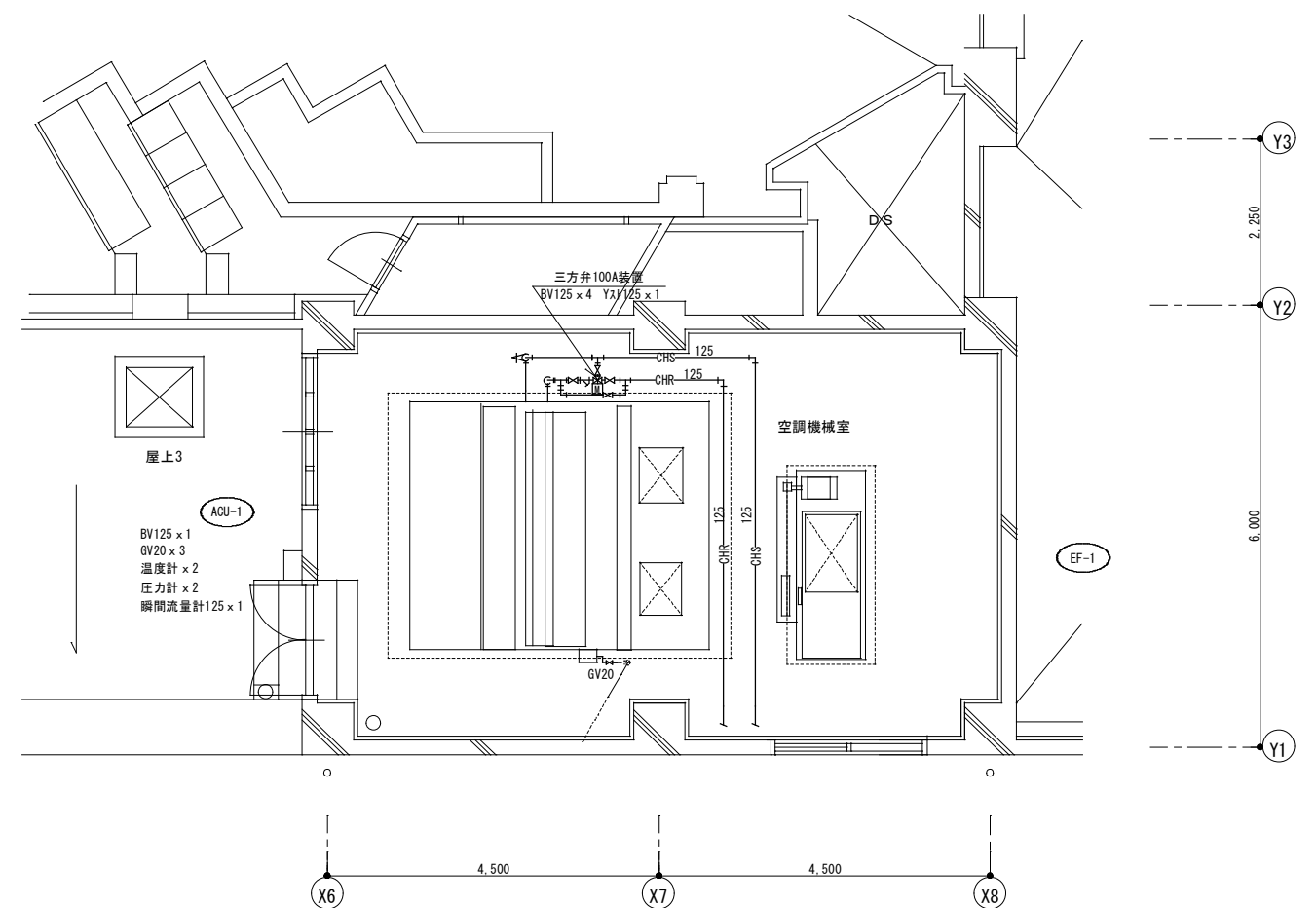
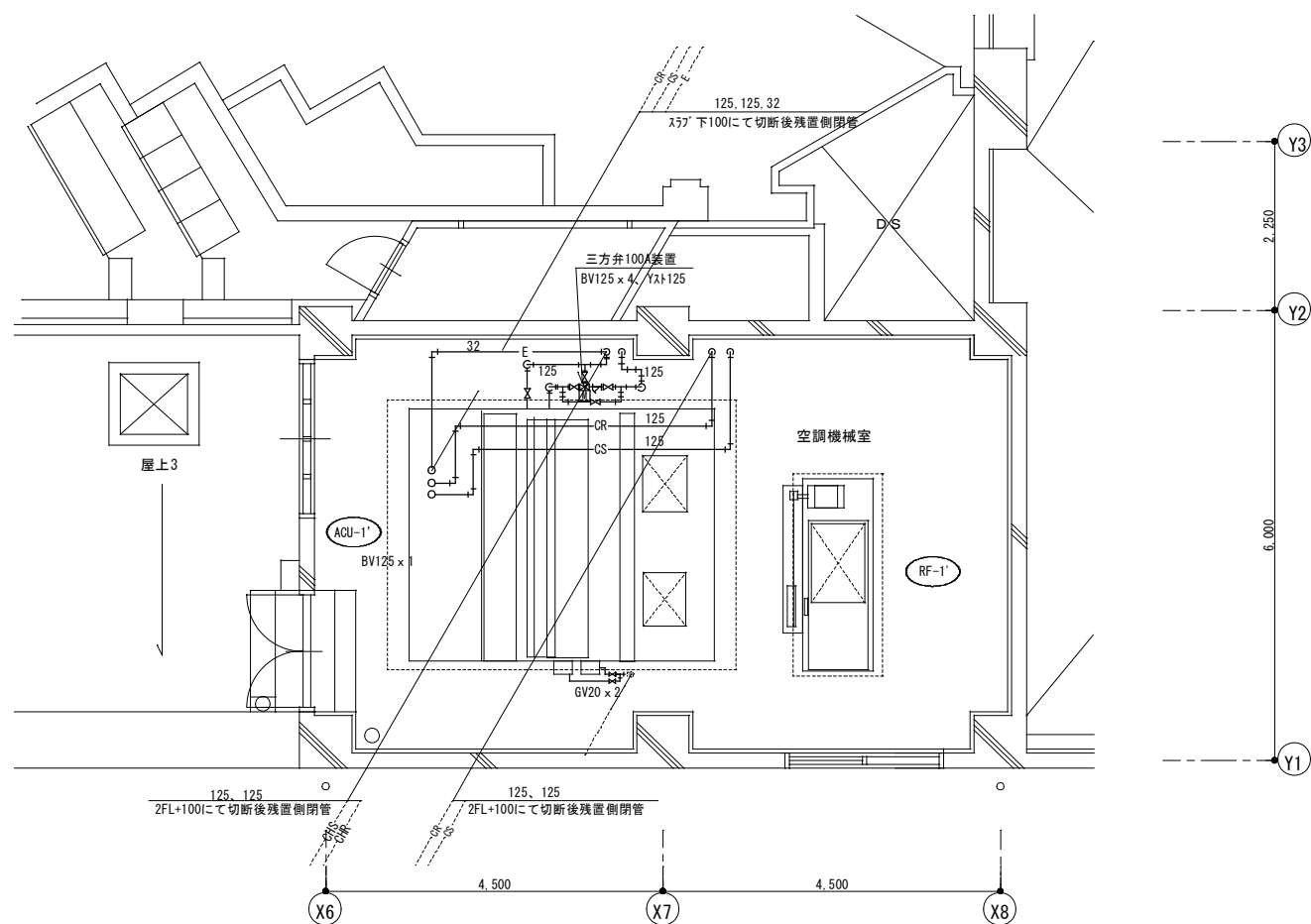
備 考			(株)ナウ環境空間工房 設備設計一級建築士登録 第5217号 一級建築士事務所登録 第(22)-10227号 建築設備士登録 第1261-0037NA 一級建築士 第365121号 浦 和 八 長崎県佐世保市長畑町 397-4	工 事 名		大島文化ホール空調設備改修工事		R8.1		M-06	
	訂 正				図面名称		新設・撤去 屋上平面図		設 計	製 図	縮 尺



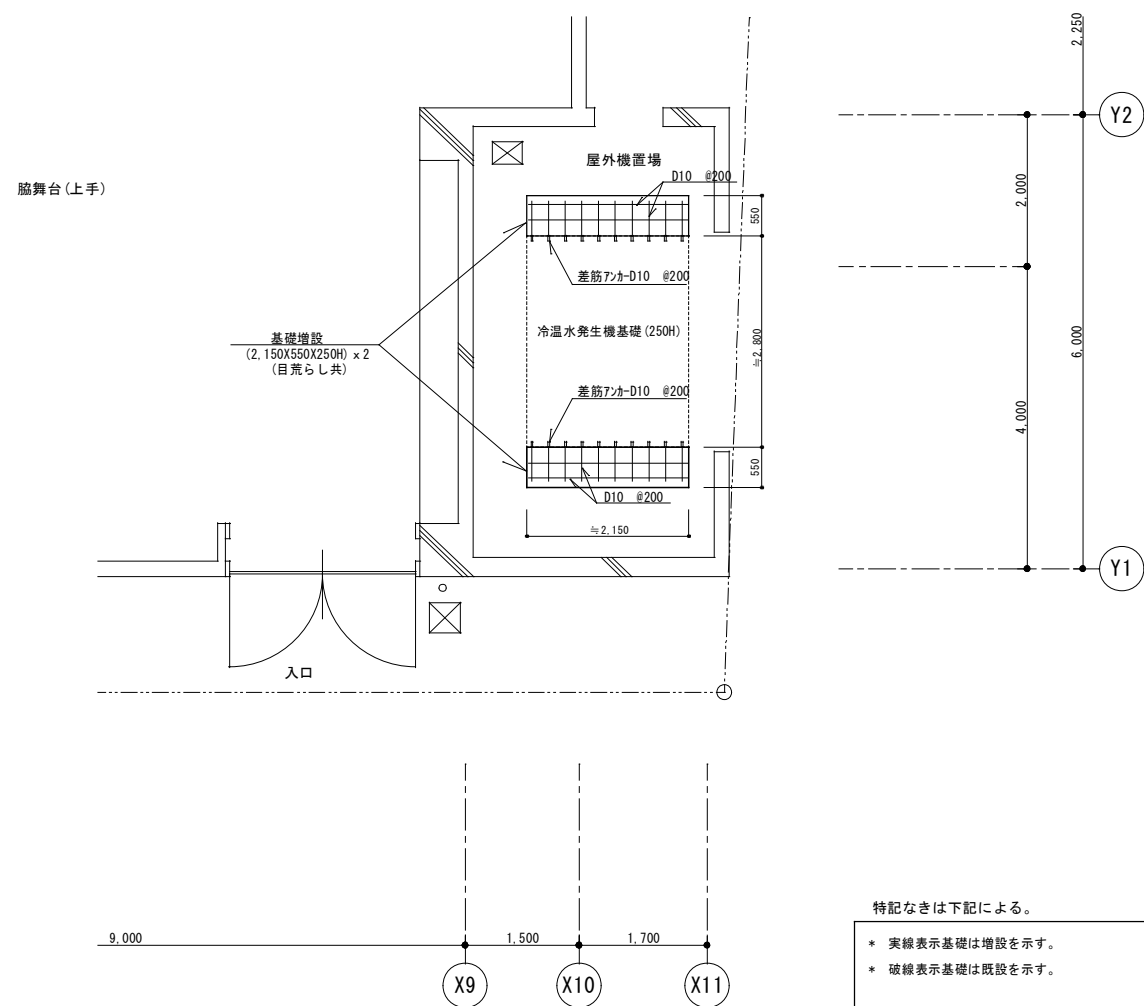
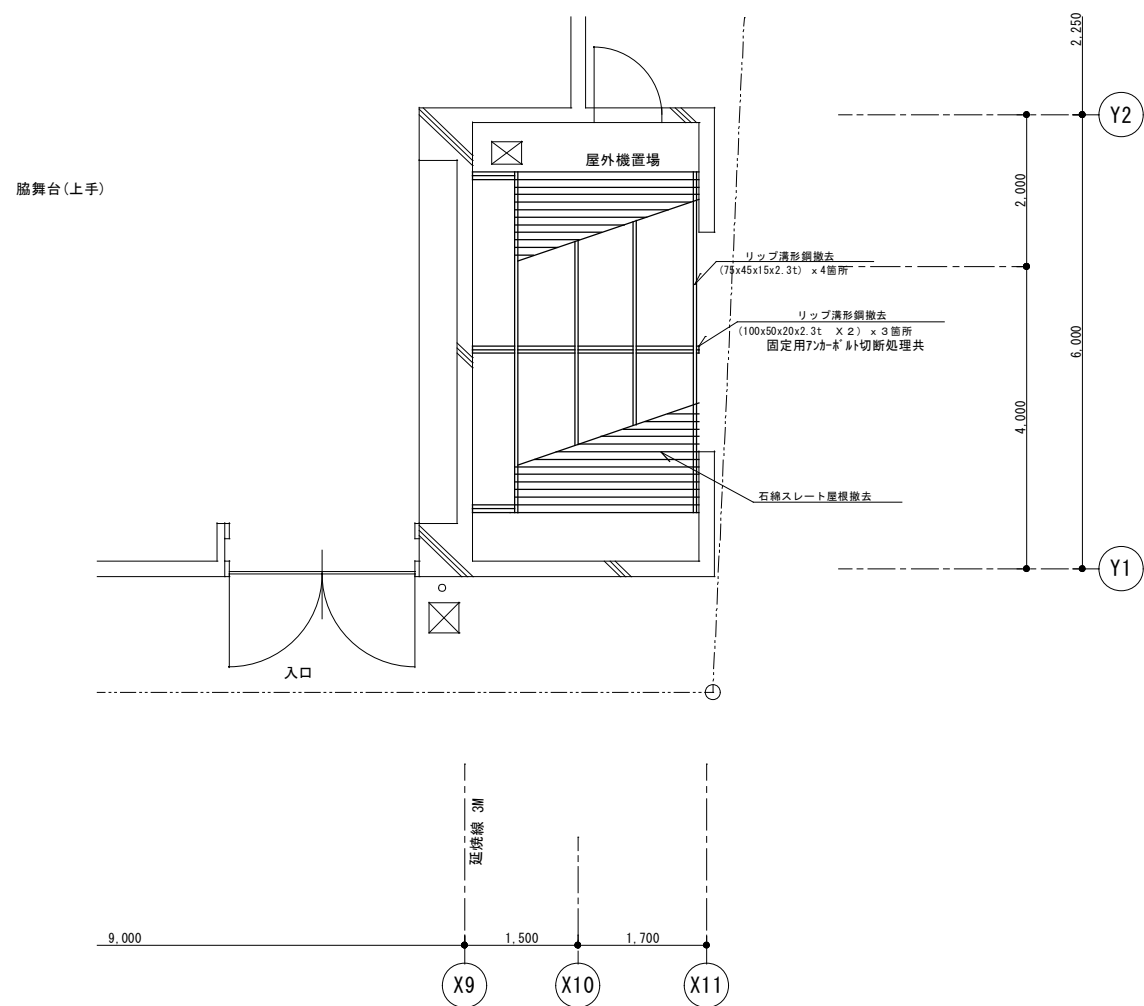
- * 実線表示機器及び配管は撤去を示す。
- * 破線表示配管類は既設(残置)を示す。



- * 実線表示機器及び配管は新設を示す。
- * 破線表示配管類は既設を示す。
- * 11「配管」類は消防認定品とする。
- * 17「抜き」は必要に応じて取り付ける事。
- * RH-1上部には配管を計画しない事。(10「引き抜き」の為の外部搬入「」配保の為)

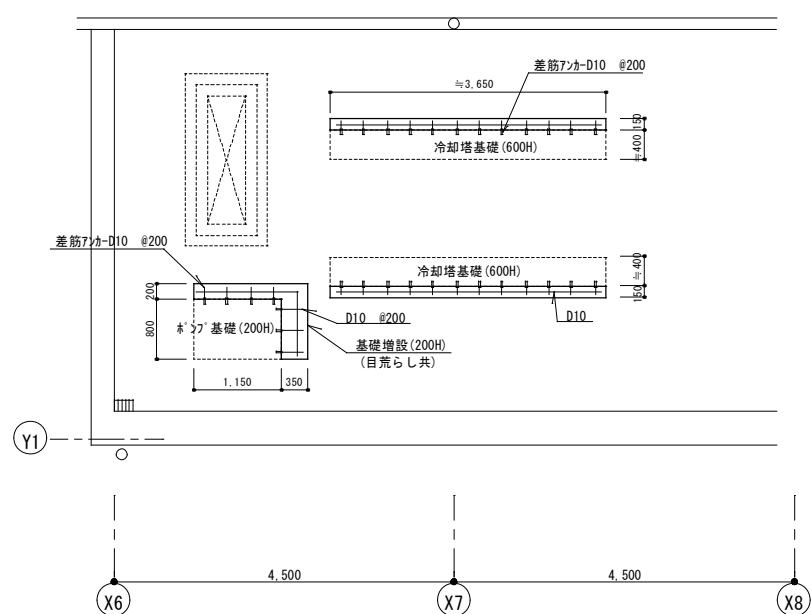


備 考	
訂 正	



特記なきは下記による。

- * 実線表示基礎は増設を示す。
- * 破線表示基礎は既設を示す。



特記なきは下記による。

- * 実線表示基礎は増設を示す。
- * 破線表示基礎は既設を示す。

備 考			(株)ナウ環境空間工房 設備設計一級建築士登録 第5217号 一級建築士事務所登録 第(22)-10227号 建築設備士登録 第1261-0037NA 一級建築士 第365121号 浦 和 八 長崎県佐世保市長畑町 397-4	工 事 名 大島文化ホール空調設備改修工事		R8.1		M-10	
	訂 正			図面名称 新設・撤去 1階機械室他詳細図	設 計	製 図	縮 尺 A1 : 1/50 A3 : 1/100		

更新前

更新対象を示す。

TR

☆1 AC24V

制御内容

1. 還気温度制御

還気温度が設定値となるように、冷温水3方弁の比例制御を行う。

弁開度 (%)

比例帯

0

100

設定値

還気温度 (℃)

弁開度 (%)

比例帯

0

100

設定値

還気温度 (℃)

加湿器

動作範囲

ON

OFF

設定値

還気湿度 (%RH)

2. 還気湿度制御

還気湿度が設定値となるように、加湿器のON/OFF制御を行う。

3. ウォーミングアップ制御

空調機起動時より一定時間外気ダンパを全開、還気ダンパを全開とし、外気負荷を遮断することにより予冷・予熱運転を行う。
また、ウォーミングアップ制御中は加湿禁止とする。

4. インターロック制御

空調機停止時のインターロック制御
(対象：ダンパ、冷温水3方弁、加湿器)

更新後

TR

☆1 AC24V

DC

☆2 DC24V

制御内容

1. 還気温度制御

還気温度が設定値となるように、冷温水3方弁の比例制御を行う。

弁開度 (%)

比例帯

0

100

設定値

還気温度 (℃)

弁開度 (%)

比例帯

0

100

設定値

還気温度 (℃)

加湿弁

動作範囲

ON

OFF

設定値

還気湿度 (%RH)

2. 還気湿度制御

還気湿度が設定値となるように、加湿弁のON/OFF制御を行う。

3. CO2制御

還気CO2濃度が設定値となるように、外気・排気ダンパの比例制御を行う。
・還気ダンパは逆動作とする。

開度 (%)

比例帯

最小開度

0

100

設定値

還気CO2濃度 (ppm)

4. ウォーミングアップ制御

空調機起動時より一定時間外気ダンパを全開、還気ダンパを全開とし、外気負荷を遮断することにより予冷・予熱運転を行う。
また、ウォーミングアップ制御中は加湿禁止とする。

5. インターロック制御

空調機停止時のインターロック制御
(対象：ダンパ、冷温水3方弁、加湿弁)
(注記)
・空調機と還気ファンは遠方監視より発停を行う。
(別途電気設備工事)

2

熱源廻り制御

1組

3

リスト類

更新前

更新対象を示す。

更新後

動作ブロック図

更新後

制御内容

1. 熱源機操作

リモコンにより熱源機の操作を行う。

2. 冷却塔ファン発停制御

冷却塔出口温度が設定値となるように、冷却塔ファンのON/OFF制御を行う。

冷却塔ファン

動作範囲

ON

OFF

設定値

冷却塔出口温度 (℃)

3. 冷却水水质制御

冷却水導電率が設定値となるように、補給水弁のON/OFF制御を行う。

補給水弁

動作範囲

ON

OFF

設定値

導電率 (μS/cm)

4. インターロック制御

冷却塔ポンプ停止時のインターロック制御
(対象：冷却塔ファン、薬注装置、補給水弁)
(注記)
・薬注装置への電源送りは電気設備工事とする。

■自動制御弁一覧表

系統名	記号	流体	流量 (L/min)	流量 (Kg/h)	Pi (KPa)	ΔP (KPa)	計算Cv値	口径 (A)	個数	備考
ACU-1	CH/C	ME2V3	冷温水	1290	-	-	30	163.3	100	1
CT-1	BAV1	補給水	-	-	-	-	-	32	1	配管と同口径

■自動制御盤一覧表

盤名称	参考寸法 (mm)			収納系統	備考
	W	H	D		
2CP-1	500	700	250	熱源廻り制御 外調機廻り制御	新設

■自動制御機器表

記号	名称	型番	備考
BAV1	電動2方ボール弁	5EM	二位置
CO2D	ダクト用CO2センサー	EE850	出力：0～10V
CO2IC1	デジタル指示調節器	EDY・SR	
CW	水质濃度調節器	EDW-51P	出力：4～20mA／屋外用ボックス内収納
DC	直流電源装置	PBA15F-24-XPEG	DC24V
HIC1	デジタル指示調節器	EDY・SR	
ME1D	ダンパ用モータ	MA-2-P-24	比例、補助ポテンシオメータ付き
ME2V3	電動3方弁	-	比例
R	補助リレー	-	
SW	切換スイッチ	-	
THED1	ダクト用温度検出器	THDN11-200-R	出力：温度Pt100Ω、湿度：0～10V
TIC1	デジタル指示調節器	EDY・SR	
TM	タイマー	-	
TR	電源トランス	TA-25EP	AC24V (32VA)
TW1	挿入用サーモスタット	LWS-C1060/LWS-AC21	設定範囲温度：-5～60℃、保護管

備考

訂正

Natural Wind

株式会社ナウ環境空間工房

一級建築士事務所登録 第(22)-10227号
一級建築士 第365121号 浦 和 八

設備設計一級建築士登録 第5217号

建築設備士登録 第1261-0037NA

長崎県佐世保市長畑町 397-4

工事名

大島文化ホール空調設備改修工事

図面名称

自動制御設備 計装図

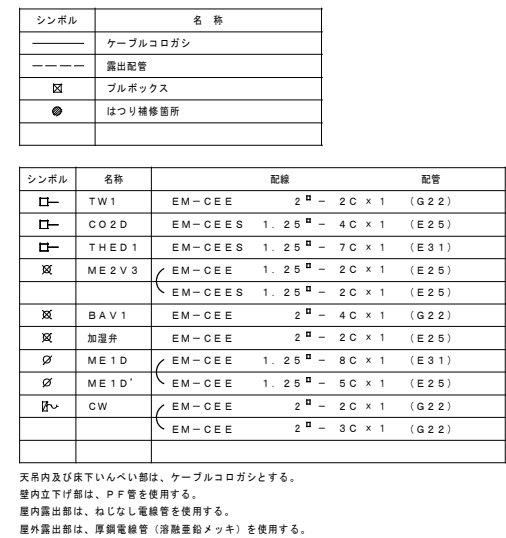
R8.1

設計

製図

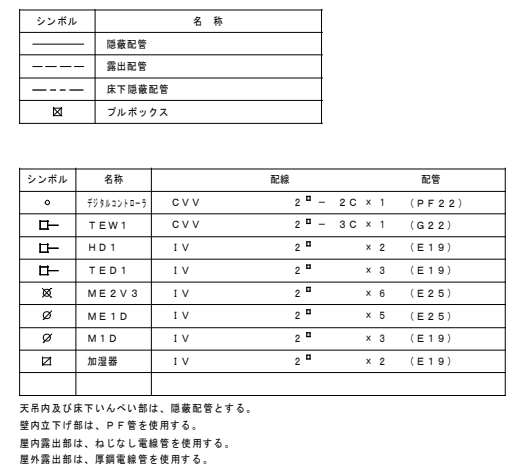
M-11

A1: -
A3: -



①	EM - CEE	$2^{\square} - 4C \times 2$	(G36)	運動・INT
②	EM - CEE	$2^{\square} - 2C \times 1$	(G22)	ファン発序
	EM - CEE	$2^{\square} - 2C \times 1$	(G22)	INT

改修後 1 階 自動制御設備平面図

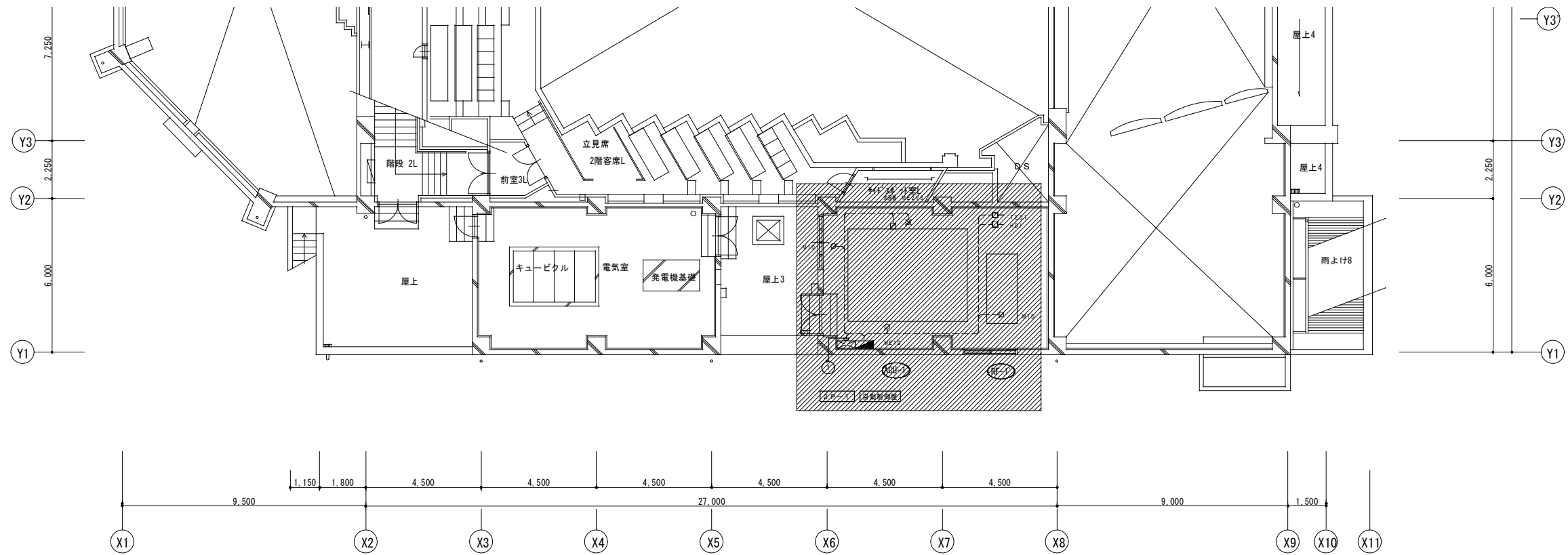
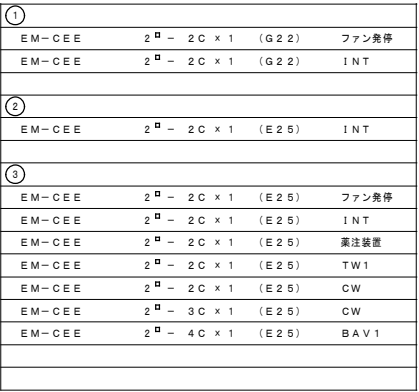


①				
②	C V V	2 □ - 2 C × 1	(E 2 5)	デジタルコントローラ
③	C V V	2 □ - 2 C × 1	(E 2 5)	デジタルコントローラ

 箇所の自動制御盤・機器配管配線を撤去対象とする。

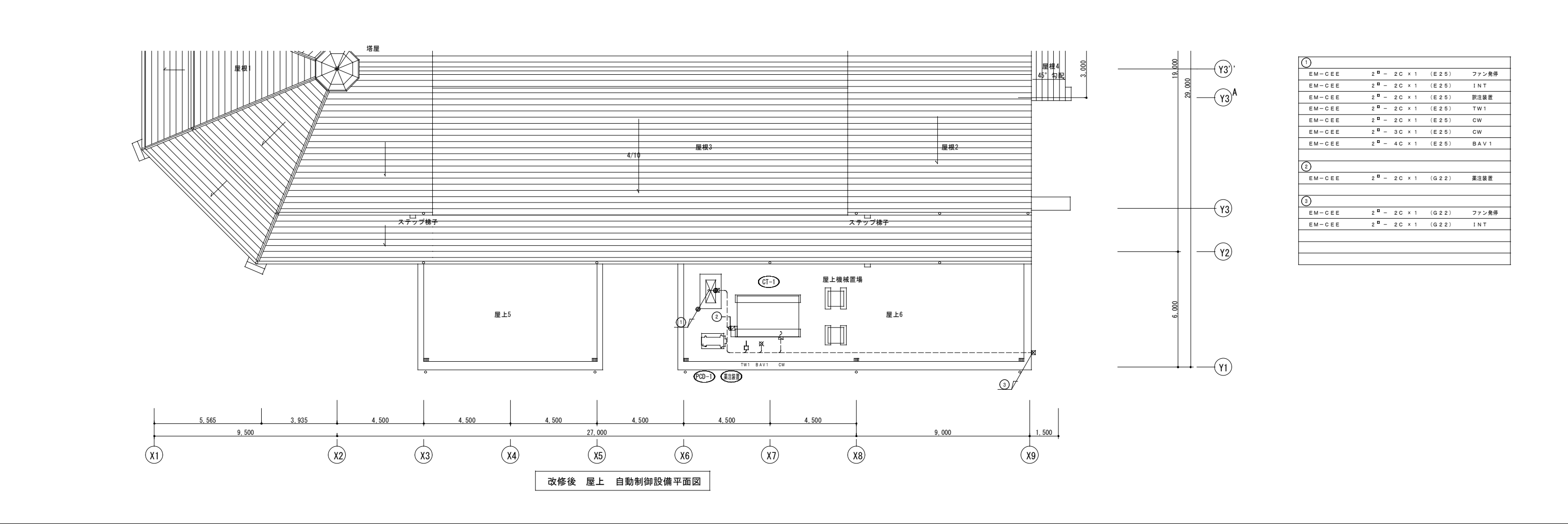
改修前 1 階 自動制御設備平面図

備 考			(株)ナウ環境空間工房	設備設計一級建築士登録 第5217号	工事名			大島文化ホール空調設備改修工事		R8.1		M-12	
	訂 正					図面名称	自動制御設備 1階平面図 (撤去・改修)			設計	製図	縮尺	A1: 1/100 A3: 1/200

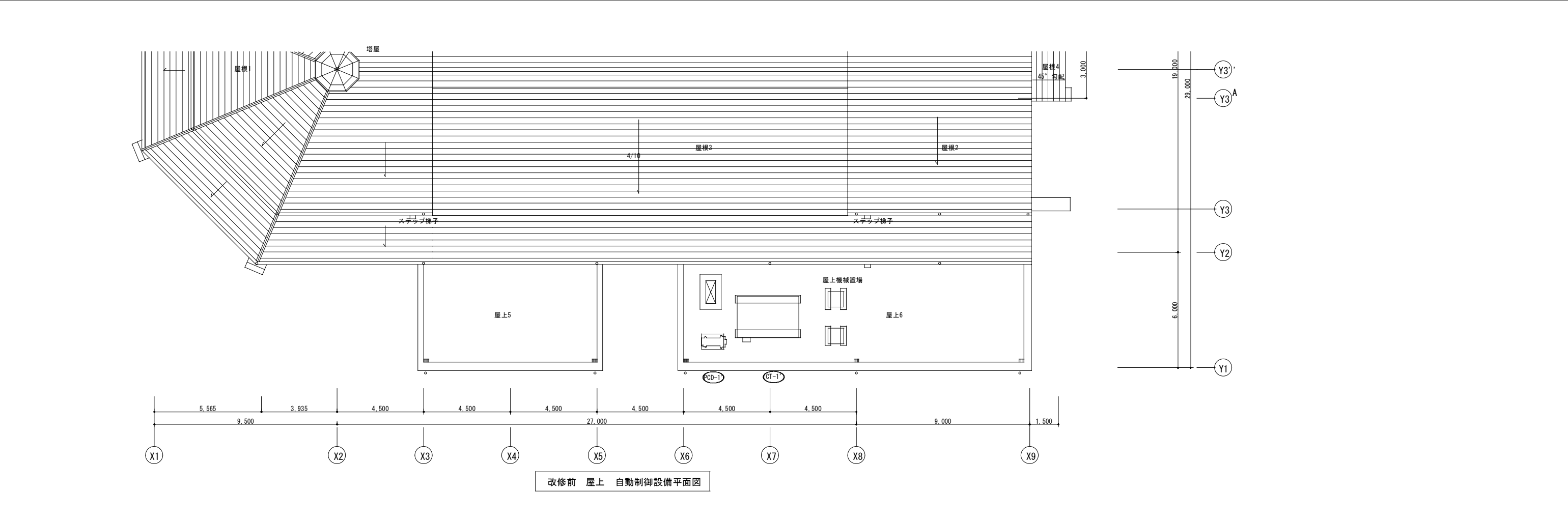


 箇所の自動制御盤・機器配管配線を撤去対象とする。

備 考		 （株）ナウ環境空間工房 設備設計一級建築士登録 第5217号 一級建築士事務所登録 第(22)-10227号 建築設備士登録 第1261-0037NA 一級建築士 第365121号 浦 和 八 長崎県佐世保市長畑町 397-4	工事名		大島文化ホール空調設備改修工事		R8, I		M-13		
	訂 正			図面名称		自動制御設備 2階平面図（撤去・改修）		設計	製図	縮尺	A1：1/100 A3：1/200

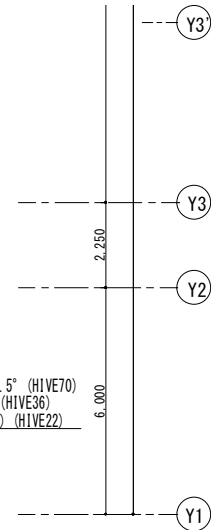


改修後 屋上 自動制御設備平面図



改修前 屋上 自動制御設備平面図

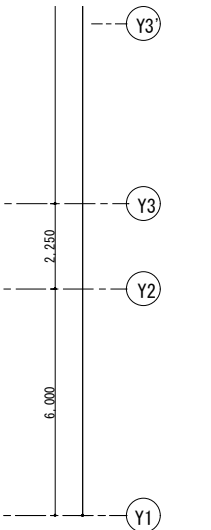
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																												
	特記	(1)項目は、番号の前に●印の付いたものを適用する。 なお、工事内容に直接的に該当する項目だけでなく、電気工事を施工する上で発生し得る標準的な項目にも●印を付記している。 (2)特記事項のうち選択する事項は、●印が付いたものを適用する。 ●印が付かない場合は、※印が付いたものを適用する。																																																		
●電気設備	●1電気工作物の種類	●事業用電気工作物 (○新設 ●既設) ○一般用電気工作物 (○新設 ○既設)	●18屋外の支持金物	屋外の支持金物、ボルト及びナットなどは、溶融亜鉛メッキ(HDZT49)仕上げ又はステンレス製(SUS304)とする。	●19絶縁抵抗・接地抵抗 ●20再使用機器 ●21撤去後の補修 ●22貫通 ●23防火区画貫通処理 ●24配管本数・管路等 ●25露出金属配管の塗装 ●26金属製可とう電線管 ●27電路の保護 28呼び線 ●29アース線 ●30電線・ケーブルの表示札 ●31壁類の塗装 32予備配管 ●33屋外盤への引き込み 34照度測定 35照度計算書及び照度分布図 36照明器具の接地 37外灯 38外灯ポール 39発電機回路コンセント ●40受変電設備 41構内柱 42地下埋設物 43標識シート 44地中埋設標 45配管引込部の地盤変異への対応 46接地極 ●47他工事又は他工種との工事区分	改修にかかわる電路は、施工前に絶縁抵抗及び接地抵抗を測定し監督職員に報告する。 取り外した再使用機器は清掃し、性能確認のため絶縁抵抗測定を行う。 壁付け器具、床置き機器、天井付け機器の撤去跡の取付ボルト孔、壁面、天井面の着色等は監督職員と協議して補修を行う。 既存のコンクリート床・壁などの貫通は、図面に特記なき場合、原則としてダイヤモンドカッターによる。また、事前に埋設物調査を行い、監督職員に報告する。 大臣認定を受けた工法で施工する場合は認定書の写しを監督職員に提出し承諾を受ける。施工完了後は防火措置工法の標識を施工場所の容易にわかる位置に貼り写真を撮影する。 分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配管配線経路、配線太さ、配線本数及び管径等は監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。また、機械室等の床配線は図面上PF管で記載している場合であっても、立ち上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。 図面に特記なき場合、塗装(調合ペイント2回塗り)する。 図面に特記なき場合、仕様は下記のとおりとする。 屋内:ビニル被覆なし 屋外:ビニル被覆あり・防水 特記のない屋内の引下げ部分及び露出部分の配線は金属モールにて保護し、貫通部分の配線は金属管等にて保護する。 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂製被覆鉄線棒を挿入する。 ケーブルの1心を接地線として使用する場合は、緑色の心線とする。ただし、同一サイズ以上のEM・IE電線(緑色)で代用してもよい。なお、やむを得ず緑色の心線又は電線を使用できない場合は、端末部分に緑色のテーピング処理を施し、アース線と判断できるようにする。 ブルボックス、盤、ハンドホール内及び要所の電線・ケーブルには、回路の種別、線種、行先等を示した表示札を取り付ける。 盤類キャビネットの塗装は、指定色仕上げとする。 埋込形分電盤からの立上り及び予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合(PF22)を1本、5個以上の場合(PF22)を2本、天井まで立て上げる。なお、スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立て上げ、アウトレットボックスを取付ける。 屋外設置の壁類へ露出配管で引込む場合は、原則として壁の下部より引込む。 照明器具を新設又は改修する場合、施工前及び施工後の照度を測定し監督職員へ報告する。 一般照明 ○しない 非常照明 ●する 照明器具の承諾図を提出する際は、当該機種による照度計算書及び照度分布図を併せて提出する。 なお、改修工事においては、施工前の照度測定結果も併せて提出する。 コードベンダント以外の放電灯器具、LED照明及び水気のある場所の自然灯器具は接地する。 なお金属管配線の場合は、配管を利用してもよい。(乾燥した場所の27W以下のコンパクト形器具を除く) ポールと組み合わせる器具については、ポール内ジョイント器具(プレーカ内蔵)を設ける。 外灯ポールは、亜鉛膜厚49μm(JIS H8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49)以上の溶融亜鉛めっきを施し、エッチングプライマー、指定色仕上げとする。 発電機回路に接続されるコンセントは回路種別が識別できるものとする。 受変電設備を変更する際は、承諾図作成前に施設の電気主任技術者の承認を受ける。 構内柱を建柱する際は、承諾図作成時に強度計算を行う。 掘削工事を行う際は、事前に既設管路の調査を行い、監督職員に報告した後に掘削する。 地中線路に設ける標識シートはダブルとする。 敷設箇所については図面による。 材質は、図面に特記なき場合、舗装部分は鉄製、それ以外はコンクリート製とする。 想定沈下量 ○小規模 ○中規模 ○大規模 接地極の材料は、下表による。 (EB・D=14、L=1,500 EP:900×900×1.5t) (測定用EBは、D=10、L=1,000) <table><tr><th></th><th>接地の種類</th><th>記号</th><th>接地極</th></tr><tr><td rowspan="6">電力</td><td>共同接地</td><td>E_{A・C・D}</td><td rowspan="5">EP 1枚以上</td></tr><tr><td>A種接地</td><td>E_A</td></tr><tr><td>B種接地</td><td>E_B</td></tr><tr><td>C種接地</td><td>E_C</td></tr><tr><td>D種接地</td><td>E_D</td></tr><tr><td>漏電遮断器回路用</td><td>E_{D(ELB)}</td><td>EB 1本以上</td></tr><tr><td rowspan="5">通信情報</td><td>構内交換機用</td><td>E_I</td><td>EP 1枚以上</td></tr><tr><td>直流電源装置(陽極)(10Ω以下)</td><td>E_B</td><td>EB 2本以上</td></tr><tr><td>保安用(10Ω以下)</td><td>E_{A1}</td><td>6本以上</td></tr><tr><td>保安用(100Ω以下)</td><td>E_{D1}</td><td>1本以上</td></tr><tr><td>拡声用増幅器(100Ω以下)</td><td>E_{D2}</td><td>1本以上</td></tr><tr><td rowspan="2">雷保護</td><td>電話引込口の保安器用(100Ω以下)</td><td>E_T</td><td>EB 1本以上</td></tr><tr><td>高圧避雷器</td><td>E_{LA}</td><td>EB 6本以上</td></tr><tr><td>測定用</td><td></td><td>E_D</td><td>EB 1本以上</td></tr></table> (接地抵抗の値は、電気設備技術基準の各接地抵抗値の50%以下を目安とする)		接地の種類	記号	接地極	電力	共同接地	E _{A・C・D}	EP 1枚以上	A種接地	E _A	B種接地	E _B	C種接地	E _C	D種接地	E _D	漏電遮断器回路用	E _{D(ELB)}	EB 1本以上	通信情報	構内交換機用	E _I	EP 1枚以上	直流電源装置(陽極)(10Ω以下)	E _B	EB 2本以上	保安用(10Ω以下)	E _{A1}	6本以上	保安用(100Ω以下)	E _{D1}	1本以上	拡声用増幅器(100Ω以下)	E _{D2}	1本以上	雷保護	電話引込口の保安器用(100Ω以下)	E _T	EB 1本以上	高圧避雷器	E _{LA}	EB 6本以上	測定用		E _D	EB 1本以上
		接地の種類	記号	接地極																																																
	電力	共同接地	E _{A・C・D}	EP 1枚以上																																																
		A種接地	E _A																																																	
		B種接地	E _B																																																	
		C種接地	E _C																																																	
		D種接地	E _D																																																	
		漏電遮断器回路用	E _{D(ELB)}	EB 1本以上																																																
	通信情報	構内交換機用	E _I	EP 1枚以上																																																
		直流電源装置(陽極)(10Ω以下)	E _B	EB 2本以上																																																
保安用(10Ω以下)		E _{A1}	6本以上																																																	
保安用(100Ω以下)		E _{D1}	1本以上																																																	
拡声用増幅器(100Ω以下)		E _{D2}	1本以上																																																	
雷保護	電話引込口の保安器用(100Ω以下)	E _T	EB 1本以上																																																	
	高圧避雷器	E _{LA}	EB 6本以上																																																	
測定用		E _D	EB 1本以上																																																	
●14変図等	変図は参考とし、製造メーカーを特定するものではない。 また、変図の形状寸法等は、図面表示と多少相違してもよい。ただし、監督職員の承諾を受ける。																																																			
●15機器標準取付高さ	図面に特記なき場合、機器の取付高さは右表による。																																																			
●16表示	・ハンドホール及びマンホールのふたは、用途別に「電力」「通信」と表示する。 右下に参考例を示す。※1 ・スイッチ、コンセント、カバープレート及びブルボックスなどで用途を判断難しいものは、下表により表示する。 (一般用強電は黒字とし、防災用強電及び弱電は赤字とする) <table><tr><td>電灯</td><td>Ⓐ</td><td>拡声</td><td>Ⓔ</td><td>テレビ</td><td>Ⓐ</td></tr><tr><td>動力</td><td>Ⓐ</td><td>表示</td><td>Ⓐ</td><td>火報</td><td>Ⓐ</td></tr><tr><td>発電機</td><td>Ⓐ</td><td>電鈴</td><td>Ⓐ</td><td>防犯</td><td>Ⓐ</td></tr><tr><td></td><td></td><td>電気時計</td><td>Ⓐ</td><td>情報・CATV</td><td>Ⓐ</td></tr><tr><td>電話</td><td>Ⓐ</td><td>インターホン</td><td>Ⓐ</td><td>ガス漏れ警報</td><td>Ⓐ</td></tr></table> ●電力	電灯	Ⓐ	拡声	Ⓔ	テレビ	Ⓐ	動力	Ⓐ	表示	Ⓐ	火報	Ⓐ	発電機	Ⓐ	電鈴	Ⓐ	防犯	Ⓐ			電気時計	Ⓐ	情報・CATV	Ⓐ	電話	Ⓐ	インターホン	Ⓐ	ガス漏れ警報	Ⓐ																					
電灯	Ⓐ	拡声	Ⓔ	テレビ	Ⓐ																																															
動力	Ⓐ	表示	Ⓐ	火報	Ⓐ																																															
発電機	Ⓐ	電鈴	Ⓐ	防犯	Ⓐ																																															
		電気時計	Ⓐ	情報・CATV	Ⓐ																																															
電話	Ⓐ	インターホン	Ⓐ	ガス漏れ警報	Ⓐ																																															
●17フラッシュプレート	図面に特記なき場合、フラッシュプレートの材質は下記のとおりとする。 住戸内:樹脂製、その他(屋内):新金属製、その他(屋外):ステンレス製																																																			
西海市営繕工事特記仕様書			2026/04/01版			建築士事務所名			株式会社 ナウ環境空間工房			工事名称			大島文化ホール空調設備改修工事																																					
設計年:令和 8年1月			西海市			設計者氏名			浦 和八			図面名称			電気設備工事特記仕様書			図面番号 E-01																																		



装置名称	機器NO	機器名称	容量 KW	配線
1P-1	RH-1	吸収冷水機	2.1	EM-CE 3. 5° - 3C, E1. 6 (HIVE28)
	PH-1	冷水ポンプ	7.5	EM-CE 8° - 3C, E2. 0 (HIVE36)
	PCD-1	冷却水ポンプ	15.0	EM-CE 22° x 2, E5. 5° (HIVE70)
	CT-1	冷却塔	5.5	EM-CE 8° - 3C, E1. 6 (HIVE36)
	薬注	薬液注入装置	0.2	EM-CE 2° - 3C (1CE) (HIVE22)

幹線No	容量KW	配線
P 3	30.3	EM-CET 60°, E 8° (HIVE 70)

* 図中太線表示は新設・改修とする。

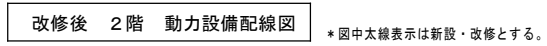


壁名称	機器NO	機器名称	容量KW	配線
補機動力壁	RH-1'	吸収冷水機	2.96	CV 5. 5° - 4 C (1CE) (HIVE28)
	PH-1'	冷温水ポンプ	5.5	CV 5. 5° - 4 C (1CE) (HIVE28)
	PCD-1'	冷却水ポンプ	7.5	CV 8° - 3C , E2. 0 (HIVE36)
	CT-1'	冷却塔	3.7	CV 5. 5° - 3C, E1. 6 (HIVE28)

幹線No	容量KW	配線
P 3	19.5	CVT 38°, E 8° (HIVE 54)

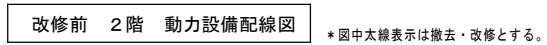
* 図中太線表示は撤去・改修とする。

備 考			(株)ナウ環境空間工房 一級建築士事務所登録 第(22)-10227号 一級建築士 第365121号 浦 和 八	設備設計一級建築士登録 第5217号 建築設備士登録 第12G1-0037NA 長崎県佐世保市長畑町 397-4	工 事 名		R8、I		E-02
	大島文化ホール空調設備改修工事								
訂 正					図面名称	改修 1階 電灯、動力設備配線図	設 計	製 図	縮 尺 A1：1/100 A3：1/200

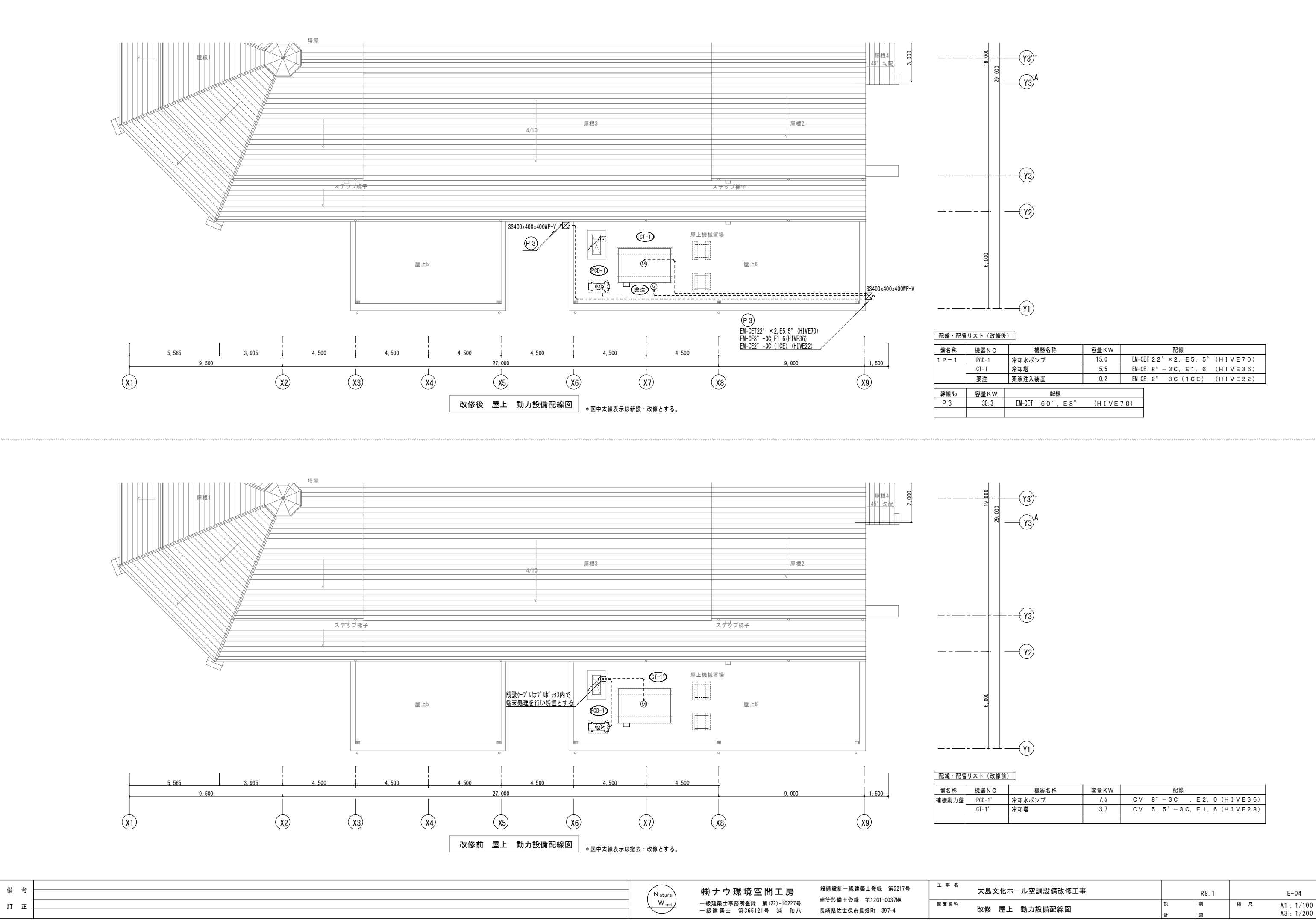


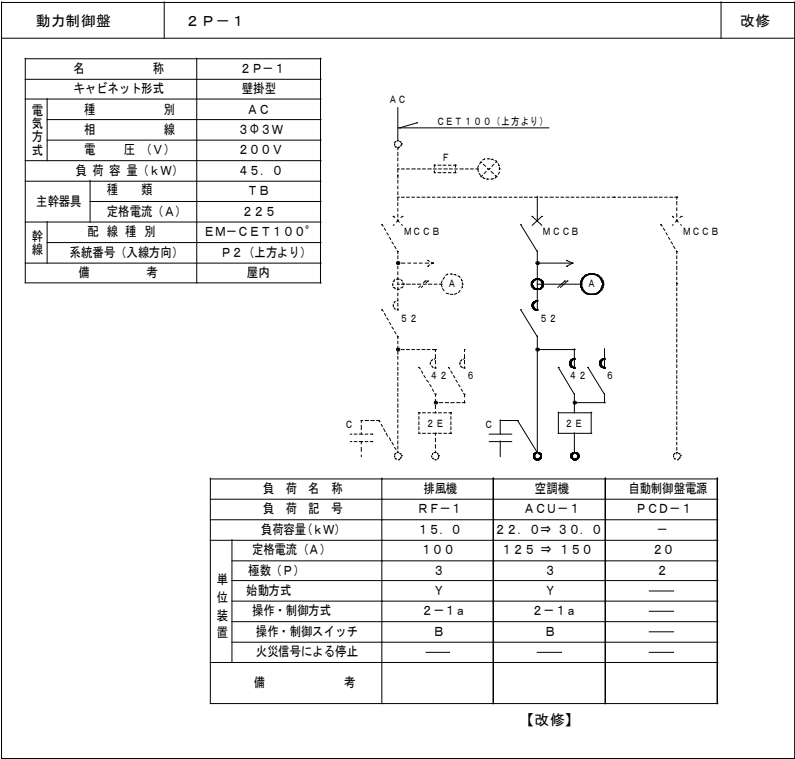
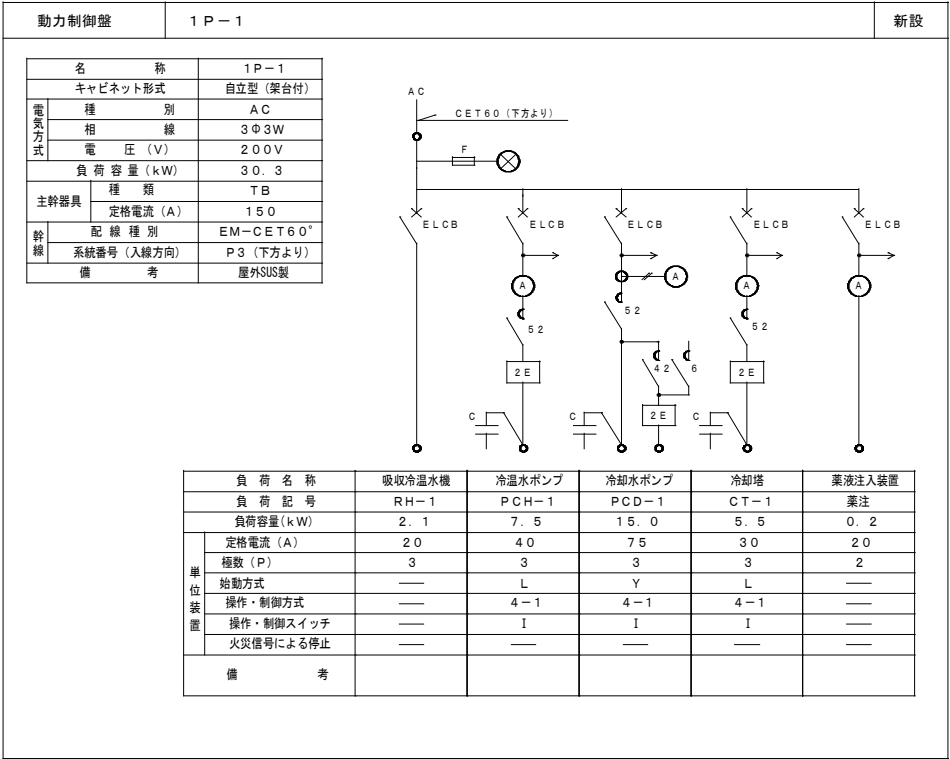
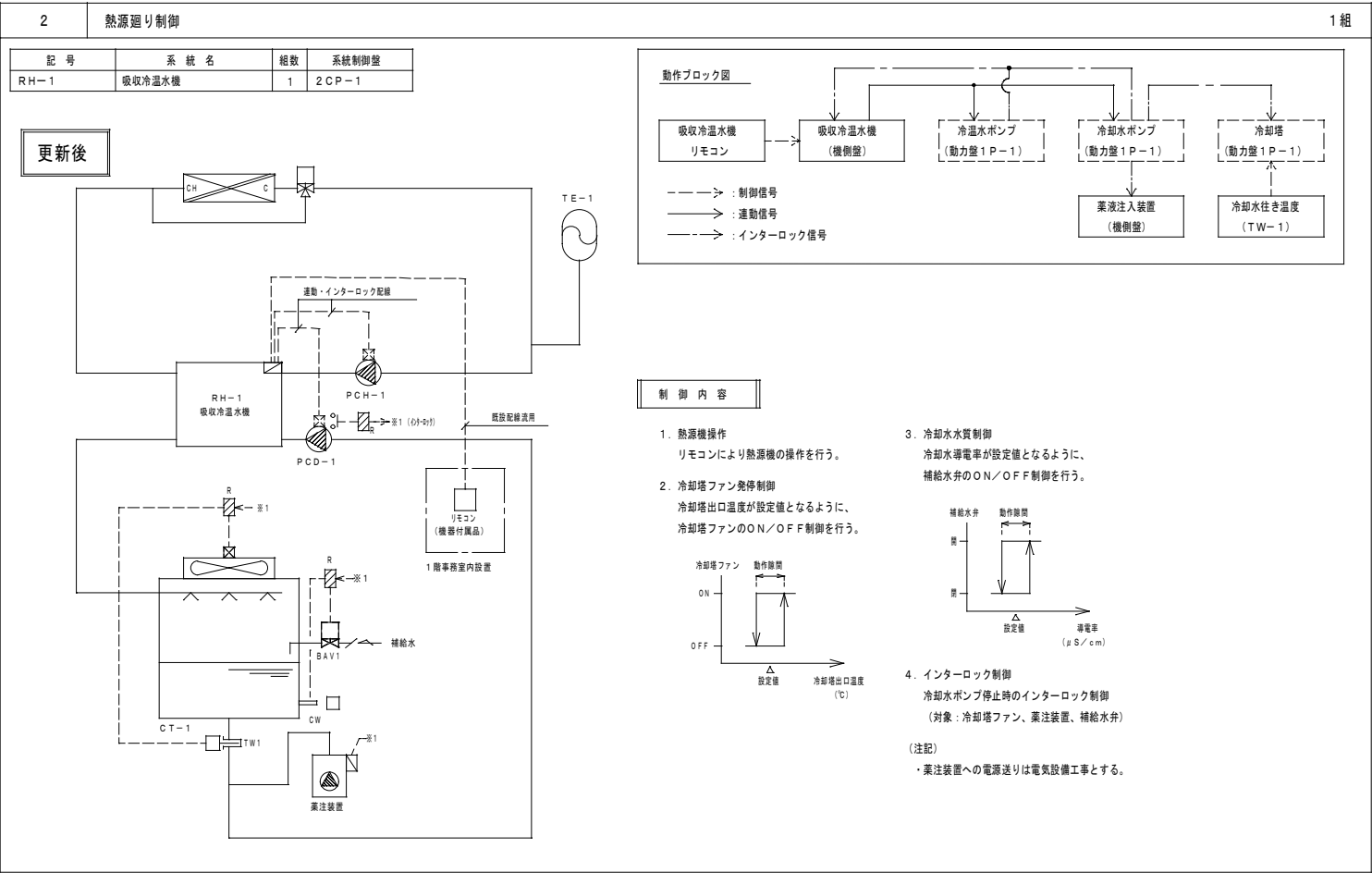
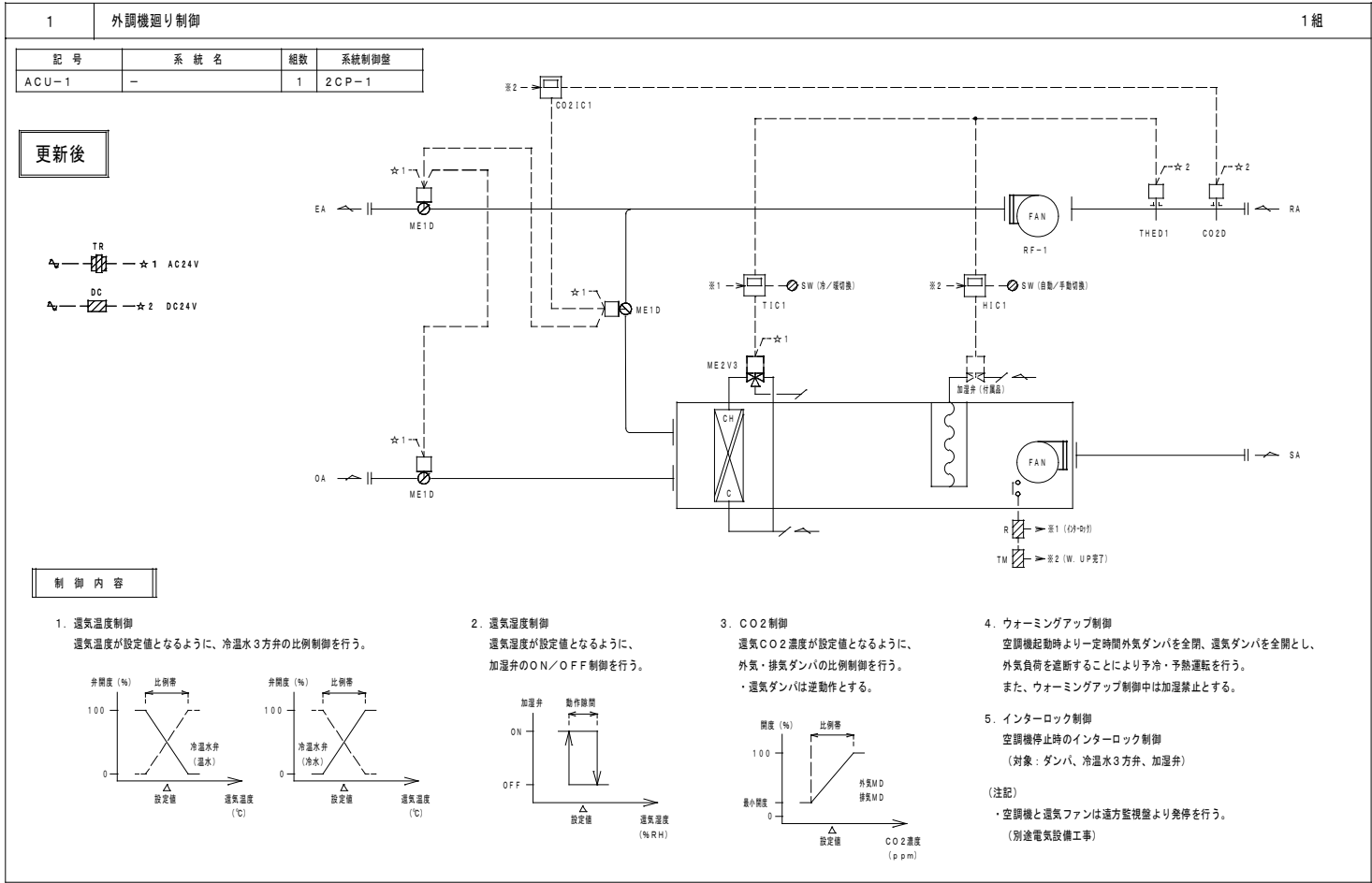
配線・配管リスト (改修後)				
壁名称	機器NO	機器名称	容量KW	配線
2 P-1	ACU-1	空気調和機	30.0	EM-IE 3 ϕ 3 $\times$ 3 $\times$ 2, E14 $^{\circ}$ (E63)
	RF-1	遠心送風機	15.0	EM-IE 14 $^{\circ}$ 3 $\times$ 3 $\times$ 2, E5.5 $^{\circ}$ (E39)
1 P-1	PCD-1	冷却水ポンプ	15.0	EM-CET 22 $^{\circ}$ 3 $\times$ 3 $\times$ 2, E5.5 $^{\circ}$ (HIVE70)
	OT-1	冷却塔	5.5	EM-CE 8 $^{\circ}$ 3 $\times$ 3 $\times$ 2, E1.6 (HIVE36)
	薬注	薬液注入装置	0.2	EM-CE 2 $^{\circ}$ 3 $\times$ 3 $\times$ 2 (1CE) (HIVE22)

幹線No	容量KW	配線
P2	45.0	EM-CET 100 $^{\circ}$, E14 $^{\circ}$ (HIVE82)
P3	30.3	EM-CET 60 $^{\circ}$, E8 $^{\circ}$ (HIVE70)



機名	機器NO	機器名称	容量KW	配線
2P-1	ACU-1'	空気調和機	22.0	1V 14°×3×2, E8° (E51)
	RF-1'	遠心送風機	15.0	1V 8°×3×2, E5, 5° (E51)
幹線No	容量KW	配線		
P2	37.4	CVT 60°, E14° (E63)		
P3	19.5	CVT 38°, E8° (E63)		





改修後 制御盤結線図

※実線は新設・改修、破線は既設を示す。

改修後 自動制御計装図(参考)

